

第 4 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

令和 6 年10月21日

(令和 5 年度決算)

(環境生活部・商工労働部・観光文化部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 4 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

令和6年10月21日（月曜日）

午前9時58分開議
午前11時32分休憩
午後0時58分開議
午後1時57分休憩
午後2時5分開議
午後3時9分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第41号 令和5年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第42号 令和5年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第46号 令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第47号 令和5年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第53号 令和5年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第54号 令和5年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(10人)

委員長 内 野 幸 喜
副委員長 橋 口 海 平
委員 松 田 三 郎
委員 池 田 和 貴
委員 楠 本 千 秋
委員 岩 本 浩 治
委員 末 松 直 洋
委員 竹 崎 和 虎
委員 本 田 雄 三
委員 亀 田 英 雄

欠席委員(2人)

委員 岩 田 智 子
委員 西 村 尚 武

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 小 原 雅 之
政策審議監 清 田 克 弘
医 監 山 口 喜久雄
環境局長 鈴 和 幸
県民生活局長 中 川 博 文
環境政策課長 木 原 徹
水俣病保健課長 山 本 智 勇
水俣病審査課長 佐 藤 豊
環境立県推進課長 原 田 義 隆
政策監 若 杉 誠
環境保全課長 廣 畑 昌 章
自然保護課長 蓑 田 公 彦
循環社会推進課長 村 岡 俊 彦
くらしの安全推進課長 岸 森 法 夫
消費生活課長 三 角 登志美
男女参画・協働推進課長 板 橋 麻 里
人権同和政策課長 早 田 吉 秀

商工労働部

部長 上 田 哲 也
政策審議監
兼商工雇用創生局長 佐 崎 一 晴
産業振興局長 野 中 眞 治
商工政策課長 大 村 克 行
商工振興金融課長 田 浦 貴 久
労働雇用創生課長 時 田 一 弘
産業支援課長 荒 木 貴 志
エネルギー政策課 吉 澤 和 宏
企業立地課長 山 田 純 子
販路拡大ビジネス課長 宮 崎 公 一

農林水産部

食のみやこ推進局

政策調製監 杉 谷 将 洋

観光文化部

部 長 倉 光 麻里子
 政策審議監 脇 俊 也
 観光文化政策課長 佐 方 美 紀
 観光振興課長 浦 本 雄 介
 スポーツ交流企画課長 永 田 清 道

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 川 元 敦 司
 会計課長 川 上 竜 也

監査委員・同事務局職員出席者

局 長 小 原 正 巳
 監査監 天 野 誠 史
 監査監 坂 本 誠 也

事務局職員出席者

議事課課長補佐 楨 原 俊 郎
 議事課主幹 松 永 築
 議事課主幹 宗 像 克 彦

午前9時58分開議

○内野幸喜委員長 それでは、ただいまから第4回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前に環境生活部の審査を行い、午後から商工労働部及び観光文化部の審査を行うこととしております。

これより環境生活部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

小原環境生活部長。

○小原環境生活部長 環境生活部でございます。

令和5年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、環境生活部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

指摘事項は、「地方消費者行政推進事業について、消費生活相談員配置を含めた消費者行政推進のための市町村補助金が減っているため、今後、適切な相談対応体制等が維持できるように、市町村とも連携し、国へ粘り強く要望して財源確保に努めること。」という御指摘でございました。

地方消費者行政推進事業は、国の交付金を財源として、消費生活相談員の人件費など、主に市町村の行う消費者行政に対する補助を行う事業でございます。

国からの補助金額が年々減ってきており、これまでも、毎年、請願を受けて県議会から国に意見書を提出いただき、執行部からも、政府提案や知事会等を通して、国に対し、財政支援に係る要望を続けてきたところでございます。

御指摘を受けまして、今年1月から、消費生活分野における成果指標の一つと考えている被害回復額を市町村と連携して調査しております。

令和6年上期の被害回復額は約2億円に上ることから、この回復額を下期政府要望に反映させ、相談体制維持の重要性を訴えてまいります。

また、8月15日には、消費者庁地方協力課長と県内自治体との協議の場を設けまして、各自治体の現状、課題を訴えました。地方協力課長からは、相談体制の維持に向けて自治体と同じ方向を向いて取り組むとの発言がございました。

さらに、9月に開催された都道府県が参加する会議においても、消費者庁から同趣旨の発言がなされたところでございます。

今後とも、市町村や関係団体と連携し、ま

た、他県とも協力しながら、国に対して粘り強く要望を続け、財源確保に努めてまいります。

御指摘に係る措置状況は、以上のとおりでございます。

続きまして、環境生活部の令和5年度決算の概要につきまして御説明申し上げます。

説明資料の1ページをお願いいたします。

令和5年度歳入歳出決算総括表の左端、区分欄のとおり、当部に関連する会計は、一般会計及び熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の2会計でございます。

まず、歳入でございますが、最下段の予算現額105億200万円余に対しまして、調定額、収入済額はともに104億9,500万円余で、不納欠損及び収入未済はございません。

また、予算現額と収入済額との差額であります700万円余は、主に事業繰越しに伴う国庫補助金の減によるものでございます。

次に、歳出でございますが、最下段の予算現額180億7,700万円余に対しまして、支出済額は170億円余、繰越額は5億1,000万円余で、不用額は5億6,600万円余でございます。

不用額が生じた主な理由は、水俣病総合対策事業における療養費の支給額が当初の見込みを下回ったこと及び入札に伴う執行残などによるものでございます。

以上が環境生活部の令和5年度決算の概要でございます。

詳細につきましては、各課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○内野幸喜委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○木原環境政策課長 環境政策課です。

最初に、今年度の定期監査におきまして

は、環境生活部への指摘事項はございませんでした。

それでは、環境政策課の決算について御説明します。

2ページをお願いします。

環境政策課は、一般会計における歳入はありませんので、歳出から御説明します。

上段の一般管理費は、災害対応等で人事課から特別配当を受けた職員の時間外勤務手当等です。この項目は、各部局の筆頭課に一括して計上することとなっております。

中段の公害対策費は、職員給与費のほか、環境生活部政策調整事業、水銀フリー推進事業などでございます。

不用額662万円余については、職員給与費と環境生活部政策調整事業の執行残等でございます。

下段の諸支出金は、次に御説明しますチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計への繰出金です。

次の3ページからは、チッソ関連の特別会計でございまして、最初にその概要を御説明します。

チッソが行う水俣病認定患者への補償金支払いに係る資金の貸付けや水俣・芦北地域振興財団がチッソに対して行った政治解決一時金の支払いに係る資金等の貸付けのために発行した県債の償還などを行うための特別会計でございます。

チッソへの金融支援については、県債を発行して貸付けを行いますとともに、閣議了解に基づき、チッソの経常利益の中から可能な範囲で県に返済を求めています。この返済額が県債の償還額に不足する場合は、その8割を国庫補助金、残りの2割は全額交付税措置のある特別県債を発行して、県の償還財源に充当しております。

この特別会計の歳入については、不納欠損額、収入未済額はございません。

3ページの上から2段目、チッソ貸付金元

金及びその下の利子、合計1億700万円余は、水俣病認定患者への補償金支払いのため、チッソに貸し付けた貸付金の返済金です。

その下の段、水俣病問題解決支援財団出資費2億7,600万円余は、いわゆる平成7年一時金県債の元利償還のための一般会計からの繰入金です。

最下段の国庫支出金4億2,900万円余は、先ほど触れましたチッソからの返済額が償還額に不足する分の8割に相当する国の補助金です。

4ページをお願いします。

上段の一般会計繰入金9億5,000万円余は、特別県債元利償還のための一般会計からの繰入金です。

中段は、チッソに対する特別貸付金の資金1億600万円を特別県債を発行して調達したもので、全額交付税措置がされております。

下段の一般会計繰入金7億5,600万円余は、平成22年水俣病特別措置法に伴う一時金県債元利償還のための一般会計からの繰入金です。

次の5ページからは歳出でございます。

上から1段目、チッソ貸付費5億3,600万円余は、水俣病認定患者への補償金支払いの資金としてチッソに貸し付けるために発行した県債の元利償還金です。

4段目の水俣病問題解決支援財団出資費2億7,600万円余は、平成7年一時金県債の元利償還金です。

6ページをお願いします。

支援措置費のうち、上から2段目、特別貸付金1億600万円は、先ほど触れました特別県債によるチッソへの貸付金です。

3段目の公債費9億5,000万円余は、特別県債の元利償還金です。

7ページの一時金支払関係支援費7億5,600万円余は、平成22年水俣病特措法に伴う一時金県債の元利償還金です。

環境政策課は以上です。

○山本水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

説明資料8ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、歳入未済額はともにございません。

予算現額と収入済額との差が大きいものについては、最下段の水俣病総合対策事業費補助が主なものです。

これは、当該補助の大部分を占める医療事業の対象者数の減によるもので、県の歳入予算は、年度末に減額補正をしていますが、国からの補助金は、年度当初の申請額により交付されるため、差額が生じるものです。

なお、この差額につきましては、本年度、国に返還をいたします。

続きまして、歳出について説明をいたします。

10ページをお願いいたします。

最下段の公害保健費について、不用額2億6,700万円余の主なものは、水俣病総合対策費等扶助費の対象者数の減により、療養費等の支給実績が見込みを下回ったことによるものです。

最後に、繰越事業につきまして、別冊の附属資料1ページをお願いいたします。別冊です。

上段の胎児性・小児性水俣病患者等の地域生活支援事業は、光熱水費等の価格高騰の影響を受ける水俣病関係事業者への支援に要する経費で、年度内の事業費の確定が困難なため、繰り越したものです。

下段の水俣病関連情報発信支援事業は、水俣病資料館の収蔵庫増築の設計業務ですが、事業実施に不測の日数を要したため、繰り越したものです。

なお、進捗状況が90%としておりますが、現在、設計業務は完了はしておりますが、事業主体の水俣市からの実績報告書を待っています。

る状況にあるためです。

水俣病保健課は以上です。

○佐藤水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

説明資料にお戻りいただきまして、11ページをお願いいたします。

歳入でございます。

国庫支出金につきましては、不納欠損額及び収入未済額ともにございません。

次に、表の6段目、諸収入でございますが、こちらも不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、12ページをお願いします。

歳出でございます。

最下段の公害保健費でございますが、2,880万円余の不用額が出ております。

これは、備考欄に記載のとおり、水俣病の検診等に係る支出額が当初の見込みを下回ったことなどによるものでございます。

なお、翌年度への繰越額はございません。

水俣病審査課は以上です。

○原田環境立県推進課長 環境立県推進課です。

説明資料の13ページをお願いいたします。

歳入でございますが、不納欠損金、収入未済額ともにございません。

5段目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきまして、予算額に対して収入済額が546万円余の減額となっております。

これは、環境センターのトイレ改修工事の実績額が所要見込額を下回ったことにより減額となったものでございます。

6段目の二酸化炭素排出抑制対策事業費補助につきまして、予算額に対して収入済額が5,264万円余の減額となっております。

これは、再生可能エネルギー設備導入事業者への補助金を翌年度に繰り越したことに

より減額となったものでございます。

続きまして、14ページをお願いします。

4段目の環境保全基金繰入金につきまして、予算額に対して収入済額が193万円余の減額となっておりますが、これは、環境センターの運営事業などの基金充当事業において、実績額が所要見込額を下回ったことにより、基金の取崩し額が減額となったものでございます。

最下段の雑入ですが、これは、環境センターその他の受変電設備の改修における水俣市からの負担金でございます。実績額が所要見込額を下回ったことにより、予算額に対して収入済額が288万円余の減額となっております。

続いて、歳出について、主なものを御説明いたします。

16ページをお願いいたします。

2段目の公害対策費ですが、これは、環境センター運営事業や半導体関連地下水保全対策事業などでございます。

不用額2,494万円余は、主に環境センター運営事業に係る修繕工事における入札に伴う執行残でございます。

最後に、繰越事業につきまして、別冊の附属資料の2ページをお願いします。

上段の環境センター運営事業は、環境センターの管内監視設備の更新や増設工事に係る経費でございます。

繰越しの理由ですが、入札不調による積算見直し等により、適正な工期が年度内に確保できなかったため、繰り越したものでございます。

なお、今年度は契約を締結しており、年度内には工事完了予定でございます。

下段の2050くまもとゼロカーボン推進事業は、県有施設に事業者が再生可能エネルギー設備を設置し、維持管理を行い、県は事業者が電気代を支払う、いわゆるP P A初期投資ゼロモデルと呼ばれる仕組みを活用し、県有

施設にソーラーカーポートを導入する事業者に対して補助金を支給する事業でございます。

繰越しの理由ですが、再生エネルギー設備を導入する事業者との協議に時間を要したことに加え、能登半島地震等の影響でソーラーカーポートや電線などの設備の納期に遅れが生じたことから、年度内に補助事業が完了せず繰り越したものでございます。

なお、3施設のうち2つの施設は工事が完了し、電気供給契約の準備を現在進めております。なお、残りの1施設も来年1月の工事完了を予定しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○廣畑環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料に戻っていただきまして、17ページをお願いいたします。

まず、歳入に関する調べでございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

3段目の水道関係費補助について、予算現額と収入済額との差が1億230万円余ございますが、これは主に令和6年度への繰越しによるものでございます。

繰越事業につきましては、後ほど附属資料により御説明いたします。

次に、19ページをお願いいたします。

歳出でございますが、主なものを御説明いたします。

まず、衛生費のうち、上から2段目の公害対策費でございますが、これは、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模開発に際し、環境影響評価が実施される地域開発や公共事業について、環境に悪影響をもたらさないよう事前に審査、指導を行うとともに、関係機関との連絡調整を図るための環境影響評価審査費などでございます。

不用額1,420万円余につきましては、人件

費及び経費節減に伴う執行残でございます。

次に、3段目の公害規制費でございますが、主な事業といたしましては、県内35か所の測定局において、光化学オキシダントやPM2.5などの大気汚染物質の常時監視を行っております大気汚染監視調査事業、原子力規制庁からの委託事業であります環境放射能水準調査、河川、海域及び地下水の水質環境監視事業等でございます。

不用額1,500万円余につきましては、入札及び経費節減に伴う執行残でございます。

次に、下段の環境整備費でございます。

主な事業といたしましては、市町村が実施する水道施設の整備等に対して補助する水道施設整備事業、上天草・宇城水道企業団の企業債利子償還に対して補助する水道広域化施設整備利子補給事業、次期水道ビジョンを策定する水道ビジョン策定事業等でございます。

不用額720万円余につきましては、主に水道施設整備事業に係る補助所要額の減に伴う執行残でございます。

最後に、繰越事業について御説明いたします。

別冊の附属資料3ページをお願いいたします。

水道施設整備事業でございますが、補助対象事業者におきまして、他事業との調整や資材の確保に時間を要したことや、令和5年度2月補正で計上した事業であり、年度内に十分な事業期間が確保できなかったため、年度内に工事が完了しなかったことにより、繰越しとなったものでございます。

環境保全課は以上でございます。

○養田自然保護課長 自然保護課でございます。

説明資料の20ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額ともにありません。

続きまして、21ページをお願いいたします。

上から5段目の自然環境整備交付金、これは、国立公園内の施設整備等に対する国の交付金でございます。

予算額に対して収入済額が1億5,300万円余の減収となっておりますが、主に繰越しとなったことによるものでございます。

事業の繰越しにつきましては、後ほど附属資料により説明いたします。

続きまして、歳出について説明いたします。

23ページをお願いいたします。

上から2段目、鳥獣保護費でございますが、これは、野生鳥獣の適切な保護管理、野生鳥獣由来の感染症対策、鳥獣捕獲の担い手対策等を行うものでございます。

不用額1,600万円余は、指定管理鳥獣捕獲等事業などに係ります所要額の減によるものでございます。

3段目、自然保護費でございますが、これは、希少野生動植物の保護や特定外来生物スパルティナ属の防除を行うものでございます。

不用額の1,100万円余は、主にスパルティナ属防除対策に係る所要額の減によるものでございます。

24ページをお願いいたします。

上段の観光費でございますが、これは、国立公園内の施設整備等を行ったものでございます。

不用額1,100万円余は、主に入札及び経費節減に伴う執行残でございます。

続きまして、今年度繰越しとなりました事業について説明をいたします。

別冊の附属資料4ページをお願いいたします。

明許繰越しでございますが、事業名、自然公園等施設リニューアル事業につきましては、施設改修に係る内容検討に日数を要した

ことなどから繰り越したものでございます。

なお、上から3段目の箇所につきましても、9月末時点で事業は完了しております。

5ページをお願いいたします。

上段の県有公園施設営繕事業につきましては、施設改修に係る内容検討に、下段の国立公園等における国際化・老朽化対策等整備交付金事業は、労務の不足等により日数を要したことから繰り越したものでございます。

なお、いずれの箇所も事業完了しております。

6ページをお願いいたします。

4段目の国立公園満喫プロジェクト推進事業、令和5年国経済対策分でございます。

工事内容は、菊池溪谷園地内におきまして、落石防止対策を行うものでございますが、令和5年度12月補正で計上した事業であり、十分な期間が確保できなかったことから繰り越したものでございます。地元市町村との調整を行い、年度内に事業完了予定でございます。

7ページをお願いいたします。

自然公園施設等災害復旧事業、単独事業分でございます。

2段目の矢部郷国民休養地につきましては、既設の歩道、鋼製の片栈橋でございますが、これにつきまして、その撤去方法の検討に日数を要しており、繰越しを行ったものでございます。年度内の事業完了を目指してまいります。

また、3段目の古坊中駐車場のトイレ復旧につきましても、復旧方法の検討などに日数を要しましたが、年度内には事業完了予定でございます。

8ページをお願いいたします。

事故繰越でございます。

国立公園満喫プロジェクト推進事業の大観峰園地における排水施設整備でございます。

地元との合意形成に日数を要したため、事故繰越となりましたが、年度内事業完了の予

定でございます。

自然保護課、以上でございます。

○村岡循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

説明資料にお戻りいただき、25ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損及び収入未済はともにありません。

予算現額と収入済額との差が大きいものにつきましては、上から3段目、産業廃棄物処理業許可申請手数料が、予算現額に比べ466万円余の増となっております。

これは、申請件数が当初の見込みを上回ったことによるものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

27ページをお願いいたします。

下段の環境整備費につきましては、1,974万円の不用額が生じておりますが、主に海岸漂着物対策推進事業における補助事業の実績減や各事業の経費節減等による執行残でございます。

循環社会推進課は以上です。

○岸森くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課です。

説明資料の28ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともにありません。

続いて、歳出について説明いたします。

29ページをお願いします。

交通安全対策促進費につきましては、高齢運転者の安全運転支援装置等設置への助成、飲酒運転根絶や自転車安全利用等に向けた交通安全の啓発など、交通安全総合対策の推進に係る経費でございます。

不用額7,735万円余は、高齢運転者安全運転支援装置等設置推進事業の実績が見込みを下回ったことなどによる執行残でございます。

す。

次に、諸費につきましては、犯罪の起きにくい安全安心まちづくりの推進や犯罪被害者等支援、再犯防止推進に係る経費でございます。

不用額1,191万円余は、犯罪被害者等見舞金の実績が見込みを下回ったことなどによる執行残でございます。

30ページをお願いします。

青少年育成費につきましては、有害環境の調査や携帯電話フィルタリングの普及促進、小中高生を海外へ派遣するグローバルジュニアドリーム事業に係る経費でございます。

不用額65万円余は、職員旅費等の執行残でございます。

最後に、農業総務費につきましては、アサリ産地偽装対策における立入検査や巡回指導、食の安全安心確保に係るセミナー等普及啓発、残留農薬等の食品検査などに係る経費でございます。

不用額599万円余は、食品の検査費用や会場使用料、旅費等の執行残でございます。

くらしの安全推進課は以上です。

○三角消費生活課長 消費生活課でございます。

31ページをお願いいたします。

全ての歳入につきまして、不納欠損及び収入未済はございません。

上から3段目、地方消費者行政強化交付金が、予算現額に対して711万円余の減、同じく上から4段目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が、予算現額に対して524万円余の減となっております。いずれも、当初の所要見込額を実績額が下回ったものでございます。

続きまして、32ページをお願いいたします。

歳出について説明いたします。

消費者行政推進費は、県消費生活センター

における消費生活相談や啓発事業、市町村の行う消費者行政への補助金、多重債務者への生活再生支援事業、食品ロス削減対策推進事業などを主な事業としております。

1,514万円余の不用額が生じておりますが、その主な理由は、市町村補助金の実績額が予算額を下回ったこと及び経費節減等に伴う執行残でございます。

消費生活課は以上でございます。

○板橋男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

説明資料の33ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

予算現額と収入済額との差が大きいものにつきましては、最下段の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が1,737万円余の減となっております。

これは、指定管理を行っているくまもと県民交流館パレアにおける感染防止対応として、会議室における抗菌使用の机、椅子の更新、オンライン会議の映像、音響設備等を更新し環境整備を行いました。当初の所要見込額に対して実績額が下回ったことによるものでございます。

続きまして、34ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

最下段の社会福祉総務費でございますが、これは、主にくまもと県民交流館の管理運営経費及び女性活躍促進事業を含めた男女共同参画推進のための事業経費でございます。

なお、不用額1,377万円余の主なものにつきましては、歳入でも御説明いたしましたくまもと県民交流館パレアにおける設備更新に関する費用でございます。

設備更新に係る所要見込額は、2月補正予算で減額計上しておりましたが、実際の落札額が見込みを下回ったことにより不用額が生

じたものでございます。

そのほかは、事業の執行残及び入札残でございます。

男女参画・協働推進課は以上です。

○早田人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

説明資料35ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともにありません。

続きまして、歳出について説明いたします。

36ページをお願いします。

上段の諸費について、不用額469万円余の主なものは、人権に関する広報啓発事業及び研修、人材育成事業等の経費削減に伴う執行残でございます。

次に、2段目の社会福祉総務費について、不用額57万円余の主なものは、地方改善事業に係る市町村への補助金の交付申請額及び実績額が当初予算額を下回ったこと及び経費削減による執行残でございます。

人権同和政策課は以上でございます。

○内野幸喜委員長 以上で執行部の説明が終わりまりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○松田三郎委員 おはようございます。

説明資料の31ページと冒頭の部長からの御説明がありました、——個人的には、消費庁というのは、これはあんまり言えませんが、どちらかというと、あまり予算を持ってない省庁で、比較的何か硬い考えの省庁かなという個人的な印象がありましたので、なかなか、要望しても難しいかなという諦めに似たような感じも持っておりました。

ただ、冒頭、小原部長から御説明いただきまして、非常に大きな進展だと思っております、説明にもありますように、その一端を、この決算特別委員会なり、あるいは意見書を提出した議会なり、たしか当時の議長、副議長で消費者庁に実際に意見書を持っていたというふうな記事にも触れましたが、そういう役割も果たせたのかなと思っておりますし、何よりも、環境生活部長をはじめ消費生活課の方々が継続的に頑張っていた、それに国が応じていただいたというような、大変前に進んでいるなというような実感を持っているところであります、皆さんの頑張りを高く評価したいと思っております。

その前提としまして、これは冒頭の概要説明の1ページの最後のほうですね。

令和6年上期の被害回復額というのは、これは、実際予算が少なくなって、例えば、市町村の相談件数もうどうしても制限せざるを得ないとか、人件費が少なくなって、人を配置すべきところ、あまりできてなかったと。それによって実際消費者が被害を受けられて、その額とか——これは課長に、これはどういう意味ですかね。すみません、被害回復額2億円で。

○三角消費生活課長 消費生活課でございます。

御質問ありがとうございます。

被害回復額といいますのは、まず、この定義というのは、国がつくっております消費生活相談情報を集めているシステムにおいて、国民生活センターが定義をしているシステムのものなんですけれども、実際に被害に遭われた方が、その消費者被害によって支払ってしまった額及び消費生活相談をしていただいたことにより支払う前に未然に防止ができた額、その2つを合わせて被害回復額ということで定義をされているものでございます。

○松田三郎委員 じゃあ、詳しい数字は必要ございませんが、予算がだんだんだんだんここ数年厳しくなってきた影響によって、さっき私申し上げましたが、各市町村の、本当は10人ぐらい相談員必要だけど、なかなかそう用意できなかったとか、だから、どうしても相談件数を制約せざるを得なかったというふうなことも要因となって、この上期ではありますが、この回復額というのは、時と状況にもよるでしょうけれども、だんだん被害額も大きくなっているという傾向にあるんですか。

○三角消費生活課長 御質問ありがとうございます。

実は、県内市町村の被害回復額につきまして、昨年度の決算特別委員会での御指摘、御指導をいただきまして、先ほど部長も申しましたとおり、指標の一つである被害回復額を、先ほど申し上げましたシステムが入っていない県内の全市町村、入っていないところも含めて御協力をお願いして被害回復額を出していただいたところなんです。

それで、昨年10月に御指導いただきまして、今2億円ということでお伝えいたしましたのは、今年の1月から6月までの被害回復額を8月に提出いただいたところの決算額なんですけれども、今国がつくっているシステムが入っていないところの主に町村における被害回復額も、今回、実は初めて県内全部の被害回復額を調べるということになりましたので、大変申し訳ございませんが、そこどころが多いのか少ないのかというところは、今時点ではちょっとお答えするのが難しいところではございます。

ただ、比較といたしまして、今まで、県の消費生活センターにおける救済額というのは、毎年度、相談の概要ということで公表しております、その年度なんですけれども、年度の被害回復額、救済額は、大体1億、少

ないときで1億2,000～3,000万ぐらいなんです、そのくらいから2億円ぐらいまでの間のところでございます。それが、今回、半年間で非常にやっぱり市町村における被害回復額が大きいということが、昨年度の御指摘をいただいて調査して分かったというような状況でございます。

○松田三郎委員 ありがとうございます。

いずれにしても、市町村にとっては、直接身近な市町村にお住まいの方の深刻な御相談で、非常に大切な、重要なこの地方消費者行政推進事業だと思いますので、今国との関係でいい方向に進み出したとはいえ、これは油断するとまた元に戻ってしまう可能性もゼロではないでしょうから、継続的に皆さんにも要望していただきたいと思うし、場合によっては、また我々が協力できることもあろうかと思っておりますので、議会のほうと一緒にやっていければなと思っております。

以上です。

○池田和貴委員 今、松田先生の質問に関連してなんですが、被害回復額、これは2億円ということでありました。これは、令和6年上期、今年1月から6月、令和6年上期の被害回復額は2億円に上ることからとあるんですけれども、この2億円の内訳なんですけれども、先ほど三角課長からあったように、いわゆる県の分が幾ら、あとは市町村の分が幾らかというのがもし分かれば教えてください。

特に、熊本市は政令市なので、あと人口も大きいので、ここだけちょっと特別なかなとも思うので、その内訳が分かればちょっと教えていただけますでしょうか。

○三角消費生活課長 消費生活課でございます。

御質問ありがとうございます。

今回お伝えさせていただきました8月調査時点の2億円、大体総額で言いますと2億円強になりますけれども、これは年度ではちょっと来ておりませんで、10月に御指導いただいてから1月からの分を調べさせていただいたところで、1月から6月までの半年間でございます。そちらは、県の消費生活センターが約5,000万円弱、市町村が、総額合わせますと、1億5,000万円を超えた額の被害回復をしていただいております。

この被害回復救済額といいますのは、やっぱり救済というのは、相談員がすごく丁寧にあっせんをすることによって、事業者と何回も何回も交渉することによって救済をする、回復をするというところがございますので、まだ年度途中で確定額ではないんです。

実は、先週、私どもの職員が、とある町の広域連携の会議にお邪魔したときに、7月に入って1,000万円を超える被害回復になりましたというようなお話がありまして、そうなりますと、その6月までの御相談の被害回復がまた増えるということになりますので、まだ確定はしてないんですけれども、私どもの印象からいたしますと、先ほど松田委員からもお話ありましたように、住民に身近な規模の比較的小さい市のセンターとか町村の窓口において、大変被害回復を大きくしていただいているように思うところでございます。

明確な額というのは、まだこれから変わっていくところでございますので、現時点、それぞれの自治体さんが公表されている額ではないですけれども、印象としましては、本当に規模の小さいところこそよく頑張っている。だからこそ、住民に身近な市町村における相談員の存在というのは必要だと思っているところでございます。

○池田和貴委員 はい、分かりました。

やはり身近な市町村で相談体制をつくって

いくことが、この住民の皆さん方の被害を防いでいくんだらうなというのが、5,000万と1億5,000万ですかね、大体県が25%、残り市町村が一応75%ですから、やはりこれは必要なんだなということが改めてちょっと分かったような気がいたします。

これは、去年の指摘事項にもあるように、市町村補助金が減っているんで、市町村の適切な相談体制を築くのが難しいということの指摘を委員会のほうからしていただいていますので、やはりしっかりと市町村の相談体制ができるような財源確保というのが、やはり喫緊の課題かなというふうに思いました。

御説明の中で、ちょっと私が感じたのは、もともと国のシステムが入っているところ、これを集計した額を被害回復額ということで認識してたんですが、今回、県は、そのシステムが入っていない市町村の分も県独自で積み上げた結果が、この2億円という数字だったということだと思うんですね。

とすると、国から見ると、今回、県は、独自にこのシステムを入れてないので、積み上げたからこの金額が分かったんですが、国のほうは、システムだけ見てると、いわゆる市町村の皆さんで回復したのというのは捉えてない可能性があるんじゃないかなというふうに私はちょっと感じたんですが、ということは、そのシステムを市町村にも全て入れるか、または、その市町村が被害回復した額を、熊本県だけではなくて、全ての都道府県がやっていただくと、全体的なことがもっと分かるんじゃないかなというふうに、私はちょっと先ほどの説明を聞いて感じたところです。

まず、この私の認識で間違いないかどうか、それをちょっと確認させてもらっていますか。

○三角消費生活課長 消費生活課でございます。

御質問ありがとうございます。

まず、国のシステムについてでございますが、現在、実はこのシステム、国のほうで令和8年の途中から新しいシステムにするということで検討されておりまして、ここ数年ずっと国と自治体との間で協議が進められているところでございます。

現在システムが入っていないところにも広げてほしい旨は、先日の会議でもちょっと当県のほうから要望したところでございますが、予算的な課題等により、現時点、広げるところのお話はいただいていないところでございます。

池田委員からまさしくお話しいただきましたとおり、システムが入っていないところの被害回復額を取るということにつきましては、実は、この成果につきましては、今月に入りまして、一度消費者庁の担当課長さんとお話をしたときに、この旨を伝えさせていただいております、非常に興味を持っていたところでございます。

消費者庁さんとしまして、こういうことを、当県のほうにそのやり方とかをちょっと聞きたい旨のお話もいただいたところでございますので、ここはぜひ連携を取って、私もといたしましては、本当に、国のほう、それから県内の市町村さん、そしてまた、日頃から御支援いただいております様々な団体さんと連携を取りまして、ぜひこの活動を進めたいと考えているところでございます。

○池田和貴委員 ありがとうございます。

ちょっと何度もなってすみません。

毎年請願を出している紹介議員の一人なので、やっぱりちょっとここは気になる場所ではあるんですけども、まず、今お話を聞いて、令和8年度に向けて、消費者庁もいろいろ考えてくださっているということは分かりました。

ただ、やはりこれは、全体のこの回復額と

というのが、今の現状がどうなっているかということをもまず正確に把握することから、やっぱりそこがあって初めて次の対策というふうになると思うので、そういった意味では、各市町村の部分も分かるような仕組みは、国のほうにはやっぱり強く求めてやっていく必要があるんじゃないかと思うんですね。

それが、システムなのか、やり方なのか。人が少なくなってくるので、当然、デジタル化を考えると、相談業務は人しかできませんけれども、そういう集計業務とかというのは、デジタルでやったほうが、当然人手もかからないしですね。とすると、おのずとやることは決まってくるのかなというふうに、私は、ちょっと感じているところなんですけれども、しっかりこれは各市町村の意見をまとめて国に対して言うのは、県としての役割だと思うんですね、重要な役割。

だから、しっかり強くこれは訴えていたきたいと思いますし、これは、熊本県だけにとどまらず、やっぱり全国の都道府県に対しても熊本県からしっかりと伝えて、共同歩調を取っていただくようにしていただきたいなというふうに思っております。ぜひ頑張りたいと思います。

先ほど説明があったように、消費者庁も心を少し動かしてくれて、変化の兆しが出ているということは、すばらしいことだと思います。それは、皆さん方の本当に努力のたまものだと思いますが、ぜひこれを進めていたきたいと要望しておきたいと思います。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

○楠本千秋委員 御説明ありがとうございます。

24ページの自然保護課の項目で、下段の観光施設災害復旧の繰越し、別冊資料でいきますと7ページですけれども、県単独事業でな

のか。阿蘇くじゅうの駐車場のトイレとか、その前の説明資料5ページの県有公園施設3か所、これを全部補助事業のない県費でされる分で、これだけ見ると、補助金がついたやつをやるよというふうに見ていいのかと考えるんですけども、特に駐車場等のトイレなんかは、これは絶対やらないかぬなと思うわけですけれども、ちょっとこの辺の説明をお願いします。

○蓑田自然保護課長 自然保護課でございます。

まず、御質問のありました繰越事業の7ページでございますが、この事業につきましては、全てにおきまして県の事業でございます。県が実施主体となって実施を行っていくものでございまして、ここに繰越しで上げられます事業に関しましては、ほとんどが県事業の分が多いのかなというふうに思います。

例えば、5ページに載せておりますが、同じく繰越しの4段目、市房山麓野営場、これにつきましては、水上村が実施主体となっております事業でございますが、それ以外につきましては、県事業が多いのかなというふうに思っております。

あと、駐車場のお話がございましたが、県内に県が持っております県有施設が140施設ぐらいございます。トイレであるとか駐車場であるとかというところでございまして、どうしても老朽化が進んでいるところもあるものですから、老朽化したところを優先的に実施しておるところでございまして、駐車場の整備につきましては、舗装のやり直しでありますとか、白線の引き直しというようなことを実際やっているところでございます。

あわせて、トイレにつきましても、どうしても壊れて使えないというような箇所もございますものですから、優先的に、そういう利用効果が上がるにつしましては、

極力早く使えるような状態になるように工事を進めているところでございます。

以上でございます。

○楠本千秋委員 古い使えないほうが優先的って分かりますけれども、これは予算がついて繰り越すという、その辺の意味が分からないんですけれども。

○蓑田自然保護課長 7ページの3段目のお話かと思いますが、これにつきましては、公衆トイレの電気系統が原因で使えない状況になっただけなんですから、なかなかその原因がつかめなかったということがございまして、もう既にこれにつきましても復旧方法が決まりまして、今年度中には完了するというようなことでございます。そのため、ちょっと時間がかかって繰越しをしたということでございます。

○楠本千秋委員 分かりました。

ぜひ、公園等のトイレ、しっかり対処してもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

○本田雄三委員 御説明ありがとうございます。

ページでいうと、13ページと17ページの衛生費国庫補助金があるんですけれども、13ページは、二酸化炭素の排出抑制の補助事業、これが次年度繰越しになった主な理由。17ページの水道関係の補助についても、やはり繰越しになっただけなんですけれども、どのような経過かを少し教えていただければと思います。

○原田環境立県推進課長 環境立県推進課で

す。

13ページの下から2段目の二酸化炭素の排出抑制対策、この事業につきましては、内容としましては、PPAといいまして、県有の施設に民間の事業者がソーラーパネルを設置しまして、事業費、設置費は民間事業者のほう負担をいたしまして、そこで発電した電気代、これを県のほうが買い取るという形で、県の設置費としては0円で行うという事業でございます。

これにつきましては、この事業者のほうの調整あたりに時間を要した。これを設置するに当たりまして、いろんな既存の県有施設の電気系統との連携がうまくいくかですとか、あと、施設によっては、県の出先機関についてだったんですけれども、ちょっと文化財の調査を入れる必要があったりですとか、そういったもろもろの調整事業が出てまいりまして、その結果、工事が年度内には終わらずに繰り越したという経緯でございます。

○本田雄三委員 ということは、県の施設に対しての売電をするような状況の設置について、当初の予定よりか遅れたというような経緯なんではないでしょうか。

○原田環境立県推進課長 御指摘のような事情でございます。

○本田雄三委員 やはり国からの補助が出るわけですから、あらかじめ、そういう部分というのは、業者の方が見積りをする、調査をするということであれば、想定できる場所ではなかろうかと思っておりますので、極力年度内の執行というのが大事ではなかろうかというふうに思いますので、発注して遅れる理由がそういう後づけにならないように、よろしくお願いします。

○原田環境立県推進課長 この事業、今年度

もまた追加で3か所進んでいるところでございまして、これについては、必ず年度内に納めるようにしっかり進めたいと思います。

○廣畑環境保全課長 環境保全課でございます。

委員のお話のありました17ページの3段目になりますけれども、水道関係費補助の点でございます。

この事業につきましては、国の生活基盤施設耐震化等交付金制度における市町村等が実施する水道施設の耐震化事業等に対する県の補助金に対する国からの交付金になります。

これは、全額国からの補助になりますけれども、予算現額と収入済額に差が発生した理由でございしますが、これにつきましては、補助対象事業者、これは5市町でございますけれども、土地区画整理事業との調整や納期遅延、現在価格が高騰しており、資材が不足しているところございますので、そういう遅延などにより、工事施工に不測の日数を要したことから繰り越したものでございます。

以上でございます。

○本田雄三委員 理由は大まか分かりました。

やはり水道施設ですので、特に耐震化という部分でございますから、地域の方々、かなりやっぱり待望の部分ではなかろうかと思っておりますので、速やかな完了を要望します。ありがとうございました。

○池田和貴委員 ちょっと本田先生の質問に関連してなんですけれども、環境立県推進課かな。

さっきのいわゆる太陽光発電の買取りのシステムなんですけれども、これは県とすると、再生可能エネルギーを導入するのに、最初に、いわゆる予算を投入することなく設備できることなので、これはいいやり方だなと

思うんですけども、ただ、その次の年からの発電した電気料金を買い取る、この電気料金を幾らにするかということが大きなポイントなのかなと思うんですね。

いわゆるF I Tでも、F I T価格が高いときは、みんな事業者として導入を急いで、F I T価格が下がってきて採算に合わない、事業者というのはそこを導入しないというのがあって、いわゆるこのF I Tとはちょっと違うんですけども、構造としてはそういうのと似てるかなと思ってるんですけども、電気の買取り価格は、例えば、一般に、今は自由価格なのであれなんですけれども、九電から来る1キロワット当たりの価格と、それと今回、県が再生可能エネルギーで事業者から買い取る価格というのは、どれくらい差があるのかなと思って、そこをちょっと教えてもらえますか。

○原田環境立県推進課長 こちらの初期投資ゼロモデルでの買取り価格と通常の価格の比較ということでございますけれども、すみません、ちょっと今細かい数字は手元にはございませんけれども、やはり通常の九州電力さんあたりからの購入よりも少し高めの金額にはなっておるというふうには聞いております。

このコストについては、ゼロカーボンに向けた県の率先行動の一つとして必要なコストとして、その分のコストについては負担をしていくというような考えで進めておるところでございます。

○池田和貴委員 はい、分かりました。

その価格のところは、後でちょっと教えていただければと思うんですが、これは、J-クレジットとかには対応してJ-クレジットで販売するとか、そういうことまで広げるとは可能なんですか。

○原田環境立県推進課長 こちらの事業につきましては、県が買い取るということで、県としての貢献にはカウントできますけれども、そこで県の取組としてその削減効果を使うもんですから、これをまたどこか外に販売するというにはなっていないところでございます。

○池田和貴委員 はい、分かりました。

何て言えばいいのかな。納得してるのか、ちょっとうんって思ったのと2つあって、1つは、県のほうでも、例えば、県有林の間伐をしたやつをJ-クレジットとして販売しようとか、J-クレジットの活用もいろんなところでも考えられているので、これも対応になるんじゃないかなとちょっと私は思ったんですけれども、県がこれをやることによって、いわゆるその再生可能エネルギーを施設に使うことによって、その分CO₂の削減ができるわけですから、そこは最初から県有施設のことだからやらないとかじゃなくて、もう少しそういうのも考えたほうがいいんじゃないかなと、ちょっと私は思ったということです。ぜひもう一回検討してください。

すみません、続けてもう1問。

さっき元気のよかったくらしの安全推進課の岸森さんにちょっとお尋ねしたいんですけれども、29ページ、交通安全対策促進費で、これは予算現額と支出済額の比較が約7割減ってるんですよね。3割しか使えなかった。やっぱり7割減額というのは、ちょっと今まであんまりなかったことかなと思って、どこがこれだけ——不足額を生じた理由は、ここに書いてあるんですけれども、この7割減ったっていうのがどうなんだろうなと思って、ちょっとここをもう少し詳しく教えてもらえますか。

○岸森くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課です。

不用額を生じた理由としましては、高齢運転者の安全運転支援装置等設置推進事業の実績が見込みを下回ったということで、この執行残のほうは7,639万余ということになっております。ほぼほぼこの高齢運転者安全運転支援の事業の執行残ということになっております。

なぜ、この安全運転支援装置の設置推進事業がここまで実績が見込みを下回ったのかにつきましては、いろいろ複数の理由が考えられるんですけども、まずは、新車自体にその同様のシステム装置が既に設置されているものが多いということ。それと、ペダル踏み間違い装置とドラレコですね。この2つを補助したんですけれども、特に、このペダル踏み間違い防止装置につきましては、購入の価格が4万円から5万円ほどするというところで、非常に高いということで、補助金がこれに対しましては2万円ということだったんですけれども、2万円を出されても、高齢者の方が自己資金を出す、多くの自己資金を必要とされたということもあると思います。

また、もう一つが、高齢ドライバーの方が、自分はもしくは自分だけは大丈夫というような思い込みをされている方が多かったというような、アンケートといいますか、チラシを配ったりした際に、そういうお声も多数いただいたというようなこともありました。

また、当時は、ちょうどコロナの5類移行の前後ということで、特に高齢ドライバーの方につきましては、車も含めて外出を控えられた時期に重なったのではないかなというふうに、複数の要因がありまして、本事業実績の見込みを結果として下回りまして、多くの不用額を出してしまったというふうに考えております。

以上です。

○池田和貴委員 御丁寧な説明ありがとうございました。

これは、かなりの予算を確保されたのは、これは議会でも質問もありましたし、当時、いわゆるブレーキの踏み間違いで家族のところに自動車が突っ込んで、幼い子供さんたちもお亡くなりになったとかという悲惨な事故が幾つか報道であったことによって、社会的にも問題になったということだったというふうに記憶をしてるんですけども、そういう意味では、やはり今の新しいのには安全性能があって、もうついているという御説明でしたので、新しいのは別にして、そうじゃないのには、やっぱりこれをつけていくというのは、私、必要なことだというふうに思うんですよね。これからやっぱり進めていく必要があるんだと思うんです。

今の説明から聞くと、いわゆるその補助率がもう少し高ければ、もう少しつける人が増えたのか。または、周知が、やはりどうしても高齢の方も含めてしていくのに、もう少し費用かけたほうがいいのか、どうなんだろうなというふうに思ってるんです。

ただ、私自身は、やっぱりこれは不用になったことは残念で、もっと多くの車についたほうが、いわゆる失われなくてもいい命を助けられる可能性もあると思いますし、また、その事故を起こす御本人にとっても、それをつけてたおかげで、自分はその頼りにならなかったということで、重要な事業だと思うので、不用額がかなり増えましたけれども、これに懲りずに頑張って普及をしていただきたいというふうに思います。

○岸森くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課です。

本事業の周知啓発につきましては、かなり当時力を入れてやりまして、新聞広告やフリーペーパーの広告、また、ポスターやチラシの配布、ラジオ広報、ホームページ掲載のほか、市町村の広報誌の活用でありますとか、装置を設置、販売する業者の店舗、ま

た、県警の運転免許センターやイベント会場などにおきまして、直接高齢ドライバーの方にチラシを配布しまして、購入また理解を求めるような呼びかけをするキャンペーンを頻繁に行うとともに、県の老人クラブ連合会と連携しまして、高齢者向けの交通安全教育の場に、うちの課員が直接出向いて行って、事業の内容でありますとか、踏み間違い事故の危険性を説明するなど、考え得る限りの全ての周知啓発を行ったというところでございます。

こういうことで、当課としましては、可能な限り周知啓発も尽くした上でのこの結果ということで、複数の要因があったにしても、必要とされる高齢ドライバーの方には十分にこの装置は行き渡ったのではないかとというふうに考えております。

ただし、踏み間違い事故につきましては、県内だけではなく、全国におきましても、頻発といいますか、散見されることでありますし、今後も発生するのではないかと危惧されるところでございますので、今後は、この事業につきまして、すぐすぐ補助をするかということには、ちょっと現時点ではなっていないんですけども、高齢ドライバーが身体機能の低下をしっかりと自覚した上で、結論としましては、県警をはじめとする関係機関や団体と連携をしまして、高齢ドライバーの方が、身体機能の低下をしっかりと自覚した上で、安全運転に取り組まれるような広報啓発を引き続き行っていきたいというふうに考えております。

多くの高齢ドライバーの方、先ほどの理由の中にも1点ありましたけれども、御自身の気持ちの中では、まだまだ自分は大丈夫と思って運転されておられるんですけども、年を重ねられたことによりまして、加齢によります身体機能の低下というんですけども、これによって、車の運転に必要な認知、判断、操作ですね。その能力の全てにおいて若

い頃よりも低下しているというのは事実ということになります。その一方で、御自身の身体機能の低下をしっかりと自覚して、若年層よりも安全で慎重な運転をされている高齢者の方はいらっしゃるというのも、これも事実でございます。

つまり、高齢ドライバーイコール危険なドライバーということではもう全くなって、個人差が非常に大きいというふうに考えておりますので、高齢ドライバー本人に対するアプローチはもちろん、大丈夫と思っている高齢ドライバーの方に対して、その周囲の協力を得られるように、御家族をはじめとする周りの方々の認識や交通安全に対する意識を高めて、一緒になって取り組んでいけるような広報啓発を継続して行ってまいりたいというふうに考えております。

その周囲の高まりの中で、自主返納をされる高齢ドライバーの方もおられると思いますけれども、運転を継続すると決められた高齢ドライバーの方には、身体機能の低下を自覚しながら安全運転に取り組まれるよう、そういう広報啓発を進めていきたいと、サポートを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○池田和貴委員 丁寧な御説明ありがとうございました。

周知も本当にやられたということ、今の説明聞いてよく分かりました。

危険な——その年齢、加齢によって、やはり運転が心配な方が免許返納ということも、これをきっかけにということもあったかというふうに思いますが、ただ、私みたいに過疎地に住む者からすると、やっぱりどうしても車がないと困るという人たちもたくさんいらっしゃるの、なかなか、そこのバランスからすると、必ずしも公共交通が潤沢に選択できる地域に住んでいる方とは、またちょっと

と違うんじゃないかなというふうに思ってます。

それで、やはり今の周知啓発では、いわゆるドライバーの方に補助がありますし、安全のために変えませんかということをずっとやってこられたということ、これは正しいやり方だと思うんですが、1つ、これが補助制度になるかどうかはちょっと別にして、今の車は、10年前に比べて大分高くなってるんですよ、最初の購入価格が。というのは、それはもう安全関係の装置とか、そういったものが全て標準装備されてくることによって価格が上がっています。それも消費者は必要だから、その金額で買ってます。

であれば、例えば中古を販売する事業者とかそういったところに、いわゆるもう既につけてもらったやつを販売するとか、だから、いわゆる事業者が中古車を販売するときに、これは衝突安全性能の機能を付加している中古車ですよということで販売をするとか、例えばそういう事業者を募ったりとか、そうすると、こういう安全性能の付加されたやつを、金額も少々高くなるけど買おうかどうかというふうにして消費者が選ぶこともあるのかなって、ちょっと私は思ったんですよ。

だから、それがこの制度の設計としてできるかどうかは別にして、そういうのも一つのやり方じゃないかなというふうに思いましたので、ちょっと考えていただければなというふうに思います。

以上です。

○岸森くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

御提案ありがとうございます。

先ほど御指摘がありました中古車の関係ですけれども、この事業を進めるに当たりましては、ディーラーなどの新車の事業者ばかりではなくて、中古車の事業者にもお声をかけ

しまして、中古車にもつけられている方は実際おられるというふうに認識しております。

以上です。

○池田和貴委員 はい、分かりました。

○末松直洋委員 関連でよろしいでしょうか。

今の質問の中で、マニュアル車とオートマ車というのがあると思うんですけども、なかなか、私、技術的なことがよく分からぬですけれども、ペダルの踏み間違いはどちらでもあるのかどうか、そこをちょっと教えていただきたい。

○岸森くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課です。

ちょっと手元に詳細なデータは持ち合わせておりませんが、マニュアル車は構造上踏み間違いは起こらないのではないかなというふうには言われてはおりますので、高齢ドライバーの方の中には、あえてマニュアル車を選ばれるという方もおられるというふうには聞いております。

○末松直洋委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○松田三郎委員 水俣病審査課の佐藤課長、場合によっては小原部長ですね。

資料でいいますと、説明資料12ページの公害保健費。数字についてどうのこうのという質問ではございません。どちらかというと、執行体制等々ですね。

備考欄に認定審査会の事業が書いてあります。今年に入って、いわゆるこのマイクオフ事件とか、その現場での知事の発言、私は、

個人的にかなり擁護したい部分はございますが、ここでの論評は避けたいと思います。

それをきっかけとして、かなりの量の報道がされたと。全て把握しているわけではございませんが、中には、その報道に触れて、多くの県民の方も、若干誤解とまでは言いませんが、違った印象をお持ちじゃないのかなという点がちょっと心配ですので、あえて質問したいと思います。

といいますのが、ちょっと県にとっては、非常に同情すべきというか、かわいそうな制度だになって、システムとしてですね。

かつて議会、とりわけ自民党の中で、例の最高裁判決が出た直後に、この認定業務を国に返上したらどうかいろいろ調べましたら、法定受託事務を返上とか返還するというのは法が想定していないということで、結局は駄目だったんですが、言わんとするところは、基準にしても、こういう基準がありますと、公健法なり国の指示があつて、だから、県としては、なかなか限られた条件、限られた範囲の中で認定審査会の運営をしなければならないという意味では、国、県、チッソの法律的な責任というのは、もちろん明確化されたわけでございますが、何か必要以上に、県は非常に認定に関しては冷たいと、ほとんど門前払いとか、ごくごく少数でないと認定されない、長く待たされるというように、必要以上に批判を受けているところがあるにもかかわらず、なかなかセンシティブな問題ですので、部長はじめ担当課の方々も、言葉を選びながら、言いたいことも我慢してというところもあるのではないかと推測をいたしております。

それで、まず、数値的な話を課長にお伺いしたい。今手元になかったら後で結構ですが、この認定審査会というか、この制度が始まって直近まで、累計の申請者の数、その中で水俣病と認定された人の数と、最大でどれぐらいいわゆる待たされている人がいるのか

というのが分かれば教えてください。

○佐藤水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

まず、数字的なところでございますけれども、公健法が始まって以来の延べの申請件数等々については、すみません、ちょっと今手元ございませんけれども、2万件を超えるような数字だったかと思います。ただ、その中で、熊本県分で1,791件を認定しているところでございます。

また、現時点で決定を待たれている方、いわゆる申請されてますけれども、未決定の方の数といたしましては、令和5年度末で344人、この9月末現在で304人という状況でございます。

以上でございます。

○松田三郎委員 これは延べということでしたけれども、途中でいわゆる政治解決等々があつて、申請しよつたけどそっちに行つてという方もいらっしゃるんですかね。

○佐藤水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

はい。委員御発言のとおり、そういうふうに一旦申請されて取り下げられた方もおられますし、例えば、1回棄却になられた方が2回目、3回目申請される方等もございますので、すみません、実人数というよりも延べ回数とか件数ということで申し上げさせていただきました。

○松田三郎委員 さっきおっしゃった施策の成果ですか、令和5年度の申請者数、3月末で、さっきおっしゃった344ということを書いてあります。じゃあ直近でいくと304。

○佐藤水俣病審査課長 9月末で304人となっております。

○松田三郎委員 それで、これは今の時点で304人の方が待つてらっしゃる、申請したけれども、待つてらっしゃるということでしたけれども、この中で、一番長く待つてらっしゃる方の年数というのは分かりますか。

○佐藤水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

304人の中で一番長い方というようなところは、直接は個人情報等にもちょっとつながってるところもありますので、詳細についてはお控えさせていただきますけれども、一般的に、例えば10年以上お待ちになられているというか、認定申請からかかっておられる方もおられます。

ただし、そういった方々についても、当然、県のほうからは、何度も検診のほうを受けられませんかというふうな御案内をさせていただいておりますけれども、例えば、申請者の方、特に高齢化等によりまして体調がちょっと思わしくない方でありまして、どうしても検診のタイミングが合わないというような等々、申請者個々の事情によりまして、申請、検診がなかなか進まないといった事情等も持たれておられます。

県といたしましては、そのような申請者お一人一人の事情等もしっかりお聞きしながら、丁寧かつ着実に、検診、審査のほうを進めていっているところでございます。

○松田三郎委員 はい、分かりました。

申請する方のほとんどは、恐らくというか、多分できるだけ早く、しかも認定してほしいという思いが強いんだと思っております。審査する側は、さっき言いました一定の基準があつて、厳正にという言葉が悪いかもしれぬ。適切に審査なさっているんだろうと思っております。

今課長おっしゃったように、なかなか我々

も、事情、これ以上個人情報につながることを聞こうとは思いませんが、ただ、年数だけ、10年以上待たされている——県は、けしからぬというわけではなくて、常に定期的にフォローをして、申請者の責任とは言いませんけれども、今おっしゃった申請者側の事情によって、どうしても時間がかかっているというケースも多いということですね。

○佐藤水俣病審査課長 水俣病審査課です。

はい、委員御発言のとおりでございます。

○松田三郎委員 最後ですが、今の議論を通じて、部長も——例えば、私は、お金をもっとつぎ込んで、予算をもっと投入するとか、あるいは人をもっと増やせば、できるだけ待ってらっしゃる方の時間を短縮できるのかなって単純に思っておりましたけれども、なかなか、そういう資源を投入しても、事情が解決しなければ進まないという事情もあるんだろうと思っておりますが、ひっくるめて、その制度についての今後の——今までののもそうですけれども、今後の在り方なり、ふだん大分我慢してらっしゃるんでしょうが、今日、インターネット中継もありますから、言える範囲で結構でございますが、何かこう……（「インターネット中継はないです」と呼ぶ者あり）ないそうです。（発言する者あり）

○小原環境生活部長 ありがとうございます。

水俣病関係、いろいろ御質問いただきましたけれども、認定検診、認定審査業務につきましては、不用額ということでは出ているんですが、体制的には、職員数、予算ともに潤沢とは言いませんけれども、一応県として実施主体というところでの体制自体はある程度取れているかと思っています。

先ほど課長も申し上げましたとおり、一人一人の方がだんだん、やっぱり認定申請者の

方々も高齢化されておりまして、寝たきりの状態の方とかいらっしゃった場合、検診を受ける会場、天草の保健所であるとか、あるいは委託している水俣の市立総合病院とか、そちらのほうに来ていただくようなことができない場合は、いわゆる往診という形で検診の機器を持ち込んでやったりとかいうこともございますので、一人一人の対応が難しくなっているという状況がございますので、その分従前に比べるよりも時間を要するとかということもあるのかなと思っております。ただ、しっかりと一人一人の御事情をお聞きしながら、なるべく早く検診を進め、審査会のほうに諮問するということで進めさせていただいているというところでございます。

それと、先ほど委員おっしゃったとおり、法定受託事務ということでございますので、認定の基準あたりは国のほうで定められておりますし、あと平成25年の最高裁判決で敗訴した以降、国のほうで、平成26年に、総合的判断通知ということで、認定審査を補完するような通知も出ますので、それを含めて、審査会のほうで、その基準方針に基づいて審査していただいているというところでございまして、昨今、ノーモア・ミナマタの裁判で、大阪と熊本と新潟でそれぞれ判決出ましたけれども、それぞれちょっと異なる判決が出ておりまして、一方で、その前に、令和4年の3月に、同じ国家賠償訴訟で最高裁まで上がった上で、国、県が勝訴したということもございますので、我々としては、今現在、国が定めている認定基準あるいは総合的検討通知を踏まえて、認定審査を継続していこうというふうに思っておりますし、裁判についても、その中で県としてすべき主張を行っていきたいということで考えております。

○松田三郎委員 はい、結構です。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

○佐藤水俣病審査課長 水俣病審査課です。

すみません。先ほど委員のほうから冒頭御質問がありました件数の件で、ちょっと追加で御発言させていただきます。

これまでの申請の総件数といたしましては、2万2,500件程度でございますが、そのうち、先ほどございました和解等を通して取下げ等が約7,000件等ございまして、実申請件数としては1万5,500件程度、その中で認定件数が1,791人というところでございます。

以上でございます。

○松田三郎委員 分かりました。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

○岩本浩治委員 説明資料の24ページでございます。

この中に満喫プロジェクト推進事業というのがありまして、これはちょっと地元でのことなものですから、質問しようかなどうかなと迷っておったんですが、附属資料の8ページに、大観峰園地の件で、この繰越理由というのが書いてありますが、これは本当地元でなかなか合意形成ができませんで長くなったわけです。

ただ、これは2地区がありまして、これはしようがないなということの合意形成がなくて遅れました。分かっていますが、ただ、この中に、気になりますのが、その人員確保が、令和2年7月の豪雨災害後の労働需要等の増加により、施工業者における人員確保が困難となったということで、工事施工に不測の日数が生じたと書いてあるわけですが、見積りを出して工事を取るわけですから、労働人員の見積りも出てるはずなんですね。

令和2年7月と、この以降の事業でござい

ます。直接どういうふうに影響があったのかな。人員確保が困難になったという、この文言だけでいいのかなと。見積りを出した時点ではどうなのかなと思ったり、ちょっと考えました。

いきさつ、私、分かってましたから、質問をどうしようかと思ったんですが、ただ、こういう大観峰茶店関係では大変お世話になりまして、いい方向で観光客も増えてきておるわけなんですけど、この繰越理由の説明が、こういう説明でいいのかなということをお聞きしたいと思います。

以上です。

○蓑田自然保護課長 自然保護課でございます。

ただいま委員のほうから御質問がございました、この8ページの繰越事業、事故繰越に関してでございますが、これにつきましては、先ほどおっしゃったとおり、地元との合意形成ということで、地元の牧野組合さんとの調整がなかなかうまくいかなかったというのがメインといいますか、主な繰越理由でございます。それで工事に着手できなかったということ。

あわせて、令和2年7月豪雨後と書いておりますけれども、これにつきましては、阿蘇地域振興局のほうで工事を発注することになっておりますが、工事担当等に聞きましたところ、どうしてもやっぱり全体的に災害復旧のほうに人を取られている傾向があるというようなこともございましたものですから、ここに併記させていただいたということでございます。

以上でございます。

○岩本浩治委員 分かりました。

なかなか、いきさつは分かっているものですが、どうも聞きにくかったんですけれども、はい、十分理解いたしました。

以上でございます。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○原田環境立県推進課長 先ほど、池田委員のほうから、PPAによります電気代と従来の電気代の差額というお尋ねございました。

今手元に数字出てまいりました。今取り組んでおりましたのは、昨年、八代の振興局と芦北の振興局、球磨振興局の3か所で行まして、従来の電気料金は、3局合計で、およそ2,300万円でございます。これに対しまして、この初期投資ゼロモデルの導入後の電気料金としまして見込んでますのが、およそ2,700万円。ということは、つまり差額が約400万円増加するということになります。3局分です。

この電気料金の契約期間が20年でございますので、そうしますと、毎年、約400万円掛ける20年で、およそ8,000万円のコスト増ということになります。ただし、これをもし県が直接この3局に同様の太陽光パネルを設置した場合の工事費の見積りとしてしましては、およそ10億円でございます。

ですので、県が直接施工した場合の10億円と、それから電気料金のオーバーした分の20年分のおよそ8,000万円、これを比較しますと、およそ9億円は、安いコスト、県にとりましては、その分9億円ほど安くゼロカーボンの取組のほうを推進できるというような試算はございます。

それと、J-クレジットとのお尋ねもございました。

これは、ゼロカーボン再生可能エネルギーを導入することで、その削減効果をどこにくっつけていくかというような話になるものですから、このPPAの取組の場合は、それを県の削減の取組として効果を計上するということになります。

もしこれをしなかった場合は、県は、ほかの外部の再生可能エネルギーで発電した業者から、その分J-クレジットとして購入するという形にもなりますので、外から買うことよりも、県のほうが自らこの初期投資ゼロモデルで取り組むことで同様の削減効果を得るという考えになります。

以上でございます。

○池田和貴委員 分かりました。御説明いただきましてありがとうございました。

今おっしゃったように、県にとっては非常にいいスキームだと私も思います。温暖化防止のための再生可能エネルギーの活用というのは、やはりどうしても避けられないことだと思いますので、こういう民間の資力を使いながらやっていくという、こういうアイデアですね。非常にいいと思いますので、ぜひ、ほかの所にも適用できないか、考えながらやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○内野幸喜委員長 それでは、これで環境生活部の審査を終了します。

これより午後1時まで休憩します。

午前11時32分休憩

午後0時58分開議

○内野幸喜委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

これより商工労働部及び観光文化部の審査を行います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、商工労働部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

上田商工労働部長。

○上田商工労働部長 商工労働部でございます。

説明に入ります前に、まずはおわびでございます。

先ほど資料を差し替えさせていただきました商工労働部決算特別委員会附属資料の14ページに、令和5年度の県有財産処分一覧表（公有財産）と書いてあるページがございます。ここの収入金額に誤りがございましたのが理由でございます、1,000円単位で記載すべきところを円単位で記載をしておりましたので、今お手元に差し替えさせていただいたものが正しい数字となっております。

今後、組織のチェック体制をもうちょっと強化して、このようなことがないように気をつけてまいります。申し訳ございませんでした。

次に、決算の説明に先立ちまして、10月15日付で組織の改正が行われておりましたので、説明いたします。

御承知のとおり、食のみやこ推進局でございますが、農林水産部と商工労働部の共管局となっております。商工労働部では、販路拡大ビジネス課を所管いたします。商工労働部が持つノウハウ、ネットワークを取り入れて、県産品のさらなる販路拡大に向けた取組を行ってまいります。

今般の組織改正において、販路拡大ビジネス課が移管されましたので、お手元の資料の中に商工労働部と観光文化部の双方の資料がございます。私からは商工労働部の概要につきまして御説明を申し上げます。

それでは、まず、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、当部関係の事項等につきまして、その後の対応状況を御報告いたします。

まず、共通事項といたしまして、委員長報告第4の1「未収金対策については、様々な

事情があるが、公平性の観点から、法的措置を取ることも含めて、適正な債権管理と徴収対策に努めること。」という御指摘でございます。

当部の未収金は、一般会計におきまして、営業時間短縮要請協力金、職業能力開発校設備整備費等補助金及び中小企業等グループ補助金等の財産処分に伴う返還に関するもの、中小企業従業員住宅使用料における延滞金、また、特別会計におきまして、中小企業振興資金貸付金に関するものがございます。

これらの債権管理につきましては、法的対応に関する弁護士への相談や不動産鑑定等による債務者の財産状況の把握に努めますとともに、当初計画に沿った返済が滞ることのないよう、定期的な巡回訪問により、将来返済困難となるような懸念材料が発生していないか、経営状況の確認を行っております。さらに、必要に応じて専門家による経営面の助言を行うなど、新たな未収金が発生することがないように計画的に取り組んでいるところでございます。

徴収対策につきましては、債務者の資力調査などを実施した上で、資力に応じて返済するよう催告を行っております。さらに、返済に至らない債務者につきましては、民間の債権回収会社いわゆるサービサーを活用しました催告や担保物件の処分等の措置も取りながら債権回収に取り組んでいるところでございます。

一方で、債務者の事業中止ですとか連帯保証人の高齢化等によって、現実的に回収が困難と判断される案件もございます。そうした事案につきましては、貸付関係規程に基づく徴収停止の進め、最終的には債権放棄も検討してまいります。

引き続き、未収金の解消に向けて、適切な処理に努めてまいります。

次に、委員長報告第4の6「火の国ハイツの法人解散に伴う残余財産の処分や今後の活

用策について、都市公園区域内という土地の利用制限など厳しい部分もあるが、県民総合運動公園にかかる渋滞対策や駐車場確保などの課題にも絡んでくるので、関係部局と連携しスピード感をもって取り組むこと。」という御指摘でございます。

旧火の国ハイツの今後の活用策につきましては、現状では法的な制約はありますが、今年度中にハイツ敷地を確定するための測量を実施し、都市公園区域からの除外についても熊本市と協議を行うなど、関係部局と連携し、民間等への売却に向けて進めてまいります。

続きまして、令和5年度決算の概要について御説明申し上げます。

商工労働部の説明資料1ページ、令和5年度歳入歳出決算総括表を御覧ください。

当部に関連する会計は、一般会計と4本の特別会計がございます。

まず、歳入でございますが、歳入の一番左、予算現額の最下段、800億6,227万円余に対しまして、収入済額722億7,868万円余、収入未済額が30億1,976万円余となっております。

収入未済額の主なものは、中小企業振興資金貸付金に係るものでございます。

次に、右側、歳出欄でございますが、予算現額の最下段、980億704万円に対しまして、支出済額が825億8,218万円余、繰越額が83億5,099万円余、不用額が70億7,385万円余でございます。

繰越額は、主になりわい再建支援事業など災害復旧に係るものでございます。

また、不用額は、なりわい再建支援事業の予算の付け替え及び実績確定に伴う執行残、また、企業立地促進資金融資の新規貸付けや企業立地促進補助金の申請額が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

以上が商工労働部の決算の概要でございます。

詳細につきましては、各課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしく御願い申し上げます。

○内野幸喜委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○大村商工政策課長 商工政策課でございます。

まず、商工労働部の定期監査における指摘事項は、販路拡大ビジネス課について指摘がございましたが、対応状況などにつきましては、後ほど担当課長から説明させていただきます。

それでは、商工政策課の決算について御説明いたします。

商工労働部の説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入でございます。

国庫支出金のうち、最下段の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきまして、予算現額と収入済額との比較で1,800万円余の差が生じております。

これは、くまもと産業復興エキスポの委託内容の見直しなどにより、実績が見込みを下回ったことによるものでございます。

4ページをお願いいたします。

諸収入のうち、各種団体精算返納金につきまして、377万円余の収入未済額がございます。後ほど附属資料で御説明いたします。

続きまして、5ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。

歳出につきましては、不用額の大きいものなど、主なものについて説明いたします。

上段の一般管理費は、人事課から配当を受けました職員の時間外勤務手当などがございます。この項目につきましては、商工労働部内の各課分を商工政策課にて一括計上しております。

6ページをお願いいたします。

上段の商業総務費の不用額1,319万円は、歳入の項目でも御説明しましたが、くまもと産業復興エキスポの委託内容の見直しなどにより、実績が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

続きまして、別冊の附属資料をお願いいたします。

8ページをお願いいたします。

令和5年度収入未済に関する調べについて御説明いたします。

一般会計のうち、上段の1、歳入決算の状況の各種団体精算返納金につきまして、377万円余の収入未済がございます。

これは、新型コロナに係る営業時間短縮要請協力金の交付決定の取消しに伴う協力金の返還金3件分でございます。債務者の経済的理由などにより、一括返済が困難なため、令和5年度中は、一部の返還にとどまったものによるものでございます。

これら未収金への対応については、下段の4、令和5年度の未収金対策に記載しておりますが、電話や訪問などによる納入の継続的な働きかけを実施し、返還の協力が得られない事業者については、支払い督促の申立てを実施し、債務名義を取得しております。

今後も引き続き、未収金の回収に尽力してまいります。

商工政策課は以上でございます。

○田浦商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。よろしくをお願いいたします。

決算につきまして、主なものを御説明いたします。

説明資料にお戻りいただきまして、説明資料の8ページでございます。

一般会計から御説明申し上げます。

説明資料8ページの国庫支出金のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、予算現額と収入済額に

9,466万円余の差が生じております。

これは、主にコロナ交付金充当事業の実績が当初見込みを下回ったことに伴う執行残でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

同じく国庫支出金のうち、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきまして、予算現額と収入済額に3億6,456万円余の差が生じております。

これは、主に商店街等売上回復支援事業等を令和6年度に繰り越したことによるものでございます。

また、中段の中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助につきましては、予算現額と収入済額に54億8,670万円余の差が生じております。

これは、主になりわい再建支援事業を令和6年度に繰り越したことによるものでございます。

おめくりいただきまして、10ページをお願いいたします。

基金繰入金のうち、新型コロナウイルス感染症対応金融支援基金繰入金につきまして、予算現額と収入済額に1,516万円余の差が生じております。

この基金は、コロナ対応資金の保証料補助等の財源として活用しておりますけれども、その後、このコロナ資金の借換え需要に対応するための資金を創設したことによりまして、その基金の借換えが進みまして、従来のコロナ対応資金の残高が当初見込みを下回ったことによるものでございます。

おめくりいただきまして、12ページをお願いいたします。

各種団体精算返納金につきましては、3,838万円余の収入未済額がございます。これにつきましては、後ほど附属資料で説明をさせていただきます。

また、中段の中小企業災害復旧資金利子補

給補助金につきましては、予算現額と収入済額に2,756万円余の差が生じております。

これは、主になりわい再建支援の利子補給の実績が見込みを下回ったことによるものでございます。

下段の中小企業再生支援利子補給補助金につきましては、予算現額と収入済額に1億6,420万円余の差が生じておりますが、これは、先ほど御説明いたしましたとおり、利子補給の対象となる従来のコロナ対応資金の借換えが進みましたことにより、その残高が当初見込みを下回ったことによるものでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。

このうち、主に不用額の大きいものにつきまして御説明をいたします。

商工費の商業総務費において、1億2,000万円余の不用額が生じております。

これは、主にまちなかにぎわい回復支援事業において、実績額が当初の想定を下回ったことによる執行残でございます。

また、1億5,000万円余の繰越しが生じておりますが、これにつきましては、後ほど附属資料で説明させていただきます。

15ページをお願いいたします。

中小企業振興費において、6億円余の不用額が生じております。

これは、主に原油価格高騰等運送事業者支援事業等のコロナ交付金を活用した事業につきまして、実績額が当初の想定を下回ったことに伴う執行残でございます。

また、2億1,000万円余の繰越額が生じておりますが、これにつきましては、後ほど附属資料で説明させていただきます。

16ページをお願いいたします。

災害復旧費の商工施設災害復旧費において、45億円余の不用額が生じております。

これは、なりわい再建支援事業の事故繰越

分で、令和5年度中の執行ができずに令和5年度補正予算に振り替えたために不用となったもの及び実績確定に伴う執行残でございます。

また、39億円余の繰越額が生じておりますが、これにつきましても、後ほど附属資料で説明させていただきます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

中小企業振興資金特別会計の決算でございます。

まず、歳入でございます。

繰越金において、予算現額と収入済額に2億876万円余の差が生じておりますが、これは、予算現額は、歳出予算額に合わせて繰越金の一部のみを計上しているのに対し、収入済額は、歳出予算に充当しない額も含む繰越金全額を計上する必要があるために、差額が生じているものでございます。

また、諸収入において、29億円余の収入未済額が生じております。これにつきましても、後ほど附属資料で説明させていただきます。

19ページをお願いいたします。

中小企業振興資金特別会計の歳出でございます。

公債費のうち、元金において1,683万円余の不用額が生じておりますが、これは、主に高度化資金の元金償還金が当初の想定を下回ったことに伴う執行残でございます。

続きまして、附属資料のほうをお願いいたします。

別冊附属資料の1ページをお願いいたします。

令和5年度繰越事業調べの明許繰越しについて御説明いたします。

まず、1段目の商店街等売上回復支援事業から7段目の中小企業者生産性向上緊急支援事業までは、物価高等の影響を受ける事業者に対する支援をさらに進めるため、令和5年

度12月補正及び2月補正において増額及び予算化した事業でございまして、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため、令和6年度に繰り越したものでございます。

また、最下段のなりわい再建支援事業につきましては、国の経済対策による予算措置を受け、令和5年度2月補正で増額した事業でありまして、年度内に十分な事業期間を確保できず、令和6年度へ繰り越しているものでございます。

2ページをお願いいたします。

事故繰越でございます。

なりわい再建支援事業につきまして、国関連の他の工事との調整が必要となったことなどにより、補助事業者の工事施工に不測の日数を要したため、4件を令和6年度へ繰り越したものでございます。

続きまして、飛びまして9ページをお願いいたします。

令和5年度収入未済に関する調べについて御説明いたします。

まず、一般会計のうち、各種団体精算返納金の収入未済について御説明いたします。

上段の1、歳入決算の状況について、3,838万円余の収入未済がございますが、これは、グループ補助金及びなりわい補助金で取得した財産の処分に関する返納金に係る収入未済でありまして、合計で8件でございます。

次に、2、収入未済額の3か年の推移でございますが、令和4年度と比較いたしまして、3,317万円増加をしております。

これは、一括納付が困難として、令和6年度以降も含めた分割納付を認めた案件が発生したことなどにより、件数、未収金額ともに増加したものでございます。

続きまして、3、収入未済額の状況についてでございますけれども、収入未済の8件のうち5件につきましては、債務者からの一括納付が困難であるとの申出を受けまして、分

割納付を認めて計画どおり納付をされてございます。

残り3件のうち2件につきましては、引き続き、分割納付を働きかけて、早期の回収に努めてまいります。

残りの1件につきましては、債務者が倒産して資力がない状況にあり、納付が困難であるため、将来的な不納欠損も視野に入れて検討を進めている状況でございます。

下段の4、令和5年度の未収金対策についてでございますが、分割納付中の債務者につきましては、計画どおりの返納を求めています。

また、未収金は、事後的な財産処分となることで返還すべき余力がない事例が多いということがございますので、なりわい再建支援事業の補助金を交付した全事業者に対しまして、財産処分を行う場合には事前に手続が必要であるということを周知する文書を発出することにより、新たな未収金の発生防止の取組にも注力しております。

10ページをお願いいたします。

次に、中小企業振興資金特別会計の収入未済についてでございます。

まず、上段の1、令和5年度歳入決算の状況について、収入未済額の内訳としまして、償還元金が27億9,754万円余、償還利子が2,612万円余、延滞違約金が1億4,386万円でございます。

次に、下段2の収入未済額の過去3か年の推移でございます。

まず、令和5年度は、新たな未収金の発生はございません。

令和5年度末の収入未済額は、債務者から返済金1,229万円余を回収いたしましたので、29億6,753万円余となっております。

11ページをお願いいたします。

上段3の収入未済額の状況につきまして、収入未済が生じておりますのは、計12の貸付先となっております。

このうち、分割納付中が、下段の合計欄にありますように、8つの貸付先、債権額が12億円余となっております。

その他は、4つの貸付先17億円余となっております。既に廃業され、主債務者や連帯保証人の資力が不在状況でございます。

このうち、回収不能と判断しました2つの貸付先につきましては、現在徴収を停止しております。また、時効が完成した2つの貸付先につきましては、債権放棄の準備を進めているところでございます。

下段4の令和5年度の未収金対策について御説明いたします。

まず、債権回収については、法的解釈や助言を得るために、弁護士へ相談し回収を進めるとともに、弁済のない連帯保証人に対しては、未収金対策基本方針及び貸付先別の処理方針に基づきまして、文書や電話、面接などにより催告を行っております。

また、令和5年度につきましては、先ほどとちょっとかぶりますが、返済困難な1件の貸付先について、新たに徴収停止を行ったところでございます。

商工振興金融課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○時田労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

決算委員会説明資料のほうにお戻りいただきまして、まず、歳入に関する調べにつきまして、説明資料の24ページをお願いいたします。

上から3段目の職業訓練施設整備費補助につきましては、予算現額と収入済額との差が3,805万円余のマイナスとなっております。

これは、県立高等技術専門校の拠点化推進事業を令和5年度から令和6年度へ繰り越したことに伴います国庫補助金の減でございます。

次に、最下段の訓練事業費補助につつま

しては、予算現額と収入済額との差が9,655万円余のプラスとなっております。

これは、職業訓練に要する運営費につきまして、2月補正編成後の年度末になって国の内示額が増えたことに伴う国庫補助金の増でございます。

25ページをお願いいたします。

2段目の職業能力開発施設等整備費補助につきましては、予算現額と収入済額との差が2,141万円余のマイナスとなっております。

これは、実績額が予算額を下回ったことによるもの、加えて、県立技術短期大学の通信ネットワーク整備の繰越しに伴う国庫補助金の減でございます。

繰越事業につきましては、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

次に、最下段の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、予算現額と収入済額との差が1,085万円余のマイナスとなっております。

これは、コロナ臨時交付金を財源としている各事業の実績が予算額を下回ったことによる国庫補助金の減でございます。

26ページをお願いいたします。

3段目の生涯職業能力開発事業等委託金につきましては、予算現額と収入済額との差が1億5,970万円余のマイナスとなっております。

これは、離職者訓練の受講者の減少や早期に就職先が決まったことで訓練生が中途退校したため、事業の実績が予算額を下回ったことによる国庫委託金の減でございます。

少し飛びまして、28ページをお願いいたします。

諸収入のうち、延滞金につきまして、994万円余の収入未済がございます。

これは、中小企業従業員住宅事業の延滞金でございますが、この収入未済額の内容につきましては、後ほど附属資料において御説明させていただきます。

続いて、29ページをお願いいたします。

雑入のうち、各種団体精算返納金につきましては5万円余、最下段の年度後返納につきましては6万円余の収入未済がございます。

これらは、職業能力開発校設備整備費等補助金の確定に伴う返納でございますが、この収入未済額の内容につきましても、後ほど附属資料において御説明させていただきます。

続きまして、歳出に関する調べについて御説明いたします。

31ページをお願いいたします。

3段目の職業訓練総務費でございますが、2億4,030万円余の不用額が生じております。

主な理由としましては、備考欄の事業の概要のうち、上から4番目、熊本県職業能力開発施設拠点化推進事業に係る実施設計委託料及び工事請負費の入札残などの執行残によるものでございます。

32ページをお願いいたします。

上段の職業能力開発校費でございますが、1億8,749万円余の不用額が生じております。

主な理由としましては、備考欄の事業の概要のうち、下から2番目の離職者訓練事業におきまして、訓練受講者の減少や早期に就職先が決まったことで訓練生が中途退校したことなどによる執行残でございます。

続きまして、別冊の附属資料をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

令和5年度繰越事業調べでございます。

まず、上段の熊本県職業能力開発施設拠点化推進事業は、県立高等技術専門校の建物の再整備に要する工事費等でございます。

民間建設需要の高まりにより資材の調達が遅れたことから繰越しを行ったものです。繰り越した事業につきましては、本年6月末に竣工しております。

続いて、下段の技術短期大学学校教育対策事

業は、県立技術短期大学校の通信ネットワーク整備に要する経費でございます。

高速かつ大容量通信に対応するため、当初予定していた仕様から変更したことに伴い、年度内の納入が困難となったことから繰越しを行ったものです。

続きまして、同じ資料の12ページをお願いいたします。

令和5年度収入未済に関する調べについて御説明いたします。

まず、1、歳入決算の状況の1段目の延滞金におけます収入未済額994万円余でございますが、これは中小企業従業員住宅事業の延滞金でございます。

この事業の概要ですけれども、厚生年金を財源とした融資を利用して、県が企業の従業員住宅を建設し、これを企業に有料で20年間貸し付け、その後住宅を企業に譲渡するというものでございます。

そのうちの1者について、20年間の貸付期間のうち、約5年分の使用料が滞納となっているものでございます。

また、2段目の各種団体精算返納金及び3段目の年度後返納につきましては、令和5年度に収入未済が発生しているものでございます。

この事業の概要ですが、認定訓練を行っている団体へ運営費を補助しており、概算払額と事業費の確定額との差額についての部分が、補助金返還が未納となっているものでございます。

13ページをお願いいたします。

これまでの未収金対策について御説明いたします。

4の令和5年度の未収金対策を御覧ください。

まず、延滞金につきましては、平成25年9月の熊本地裁の判決の結果、貸付金と延滞金の額が確定いたしました。

その後、平成27年2月に、債務者と連帯保

証人の不動産の強制競売の申立てを行い、落札され、貸付料をはじめとする債権の一部に充当しております。

また、平成29年3月に、債務者から、債務者所有の土地の任意売買について、相談が県のほうになされたため、弁護士とも相談の上、任意売買に応じることとし、平成29年4月に910万円を回収いたしました。

平成30年度以降、債務者所有の残る不動産の任意売買の状況の把握に努めておりますけれども、立地条件等の理由から、現在のところ買手が見つからず、任意売買が困難な状況が続いております。

強制競売手続も検討しておりますが、債務者には、県の債権以外にも社会保険料等の滞納による多額の公債権を抱えており、強制競売を実施したとしても、先に公債権のほうに配当された後の残額が、この県の債権に充当されることになるため、時効が到来する令和9年度までは任意売買に努めてもらうこととしております。

現在は、毎月、債務者に電話や面会等による確認を行っております。

今後も、引き続き未収金の回収に努めてまいります。

また、下段の各種団体精算返納金及び年度後返納につきましては、分納誓約書に基づき分納してもらっておりまして、年度内には返納が完了する予定でございます。

労働雇用創生課は以上でございます。

○荒木産業支援課長 産業支援課でございます。

お手元の説明資料の34ページからお願いいたします。

34ページから39ページにかけてまして、一般会計の歳入を記載しておりますけれども、不納欠損額、収入未済額はありません。

以降、主なものを御説明させていただきます。

おめくりいただきまして、36ページをお願いいたします。

1段目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきまして、予算現額と収入済額に6,540万円余の差が生じておりますが、これは主にコロナ交付金充当事業の実績が当初見込みを下回ったことにより生じたものでございます。

続きまして、2段目の地方大学・地域産業創生交付金につきまして、予算現額と収入済額に5,227万円余の差が生じておりますが、これは主に熊本大学や地元企業などが取り組む先端的な半導体に関する研究などを支援します熊本県地方大学・地域産業創生共同研究プロジェクト補助金におきまして、事業実績が見込みを下回ったことにより生じたものでございます。

続きまして、3段目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきまして、予算現額と収入済額に1億617万円の差が生じておりますが、これは、中小企業DX推進事業補助金において、令和5年度2月補正で予算化した事業であり、年度内の事業完了が見込めず、繰り越したことによるものでございます。こちらにつきましても、後ほど附属資料でも説明させていただきます。

次に、40ページをお願いいたします。

以降44ページまでが、一般会計の歳出でございますが、こちら主なものを御説明させていただきます。

下の41ページをお願いいたします。

1段目の工鉦業振興費につきまして、1億4,663万円余の不用額が生じております。

主な原因は、熊本県地方大学・地域産業創生共同研究プロジェクト補助金におきまして、事業実績が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

なお、翌年度繰越額に1億617万円が生じておりますが、これにつきまして、後ほど附属資料で説明させていただきます。

続いて、おめくりいただきまして、42ページをお願いいたします。

産業技術センター費につきまして、1,788万円余の不用額が生じております。

主な要因は、産業技術センター庁舎の照明LED化工事に係る設計業務委託の執行残でございます。

続きまして、別冊の附属資料を御説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

繰越事業でございますが、中小企業DX推進事業補助金につきましては、令和5年度2月補正で予算化した事業であり、年度内に十分な事業期間を確保できなかったことから繰り越したものでございます。

産業支援課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○吉澤エネルギー政策課長 エネルギー政策課です。

今説明がありました次のページ、附属資料の5ページから説明させていただきたいと思っております。

エネルギー価格高騰に対する事業者緊急支援事業として、17億8,000万円余の繰越明許がございます。

これは、令和5年度12月補正において予算化した事業で、電気の特別高圧やLPガスを利用する事業者を支援する事業ですが、対象となっております期間が令和5年10月から令和6年4月までと年度をまたいでおりましたので、6年度に繰り越したものでございます。

それでは、説明資料に戻らせていただきまして、45ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますけれども、不納欠損及び収入未済額はございません。

45ページの中段、国庫支出金で予算現額と収入済額に17億8,000万円余の差が生じております。これにつきましては、46ページをお

願いします。

上から2段目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で予算現額と収入済額に17億円余の差が生じております。

これは、先ほど繰越明許で説明しました繰越しに伴うものでございます。

続きまして、歳出につきまして、48ページをお願いいたします。

工鉱業振興費に17億円余の翌年度繰越額がございます。

また、586万円余の不用額につきましては、事業実績が見込みを下回ったことや経費節減等に伴う執行残によるものでございます。

エネルギー政策課は以上でございます。

○山田企業立地課長 企業立地課でございます。

冒頭、部長のほうからおわびを申し上げましたけれども、附属資料の差し替えにつきましては大変申し訳ございませんでした。重ねておわびを申し上げます。

それでは、説明資料のほうに入らせていただきます。

説明資料の49ページをお願いいたします。

49ページから51ページにかけ、一般会計の歳入を記載しておりますが、不納欠損額及び収入未済額ともにございません。

まず、49ページ、中段の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を御覧ください。

予算現額と収入済額との比較の欄に4,156万円余の差額が生じております。

これは、事業実績が執行見込額を下回ったことによるものでございます。

次に、50ページ、中段の企業立地促進資金貸付金回収金を御覧ください。

予算現額と収入済額との比較の欄に2億833万円余の差額が生じております。

これは、新規貸付けの実績がなかったこと

によるものでございます。

次に、51ページ、上段の企業誘致環境整備事業受託事業収入を御覧ください。

予算現額と収入済額の比較欄に9,458万円余の差額が生じております。

これは、受託工事の実績が執行見込額を下回ったことにより、受託事業収入が減となったものでございます。

52ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございますが、工鉦業総務費に10億6,245万円余の不用額が生じております。

主なものとしましては、企業立地促進資金融資の新規貸付けがなかったこと、また、企業立地促進補助金において、補助金交付申請額が見込額より少なかったことによるものでございます。

54ページをお願いいたします。

港湾整備事業特別会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

56ページをお開きください。

臨海工業用地造成事業特別会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

一番下の繰越金でございますが、予算現額と収入済額との比較の欄に6億4,051万円余の差額が生じております。

これは、過去の用地売却収入等の繰越金でございます。

58ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

一番下の繰越金でございますが、予算現額と収入済額との比較の欄に1,346万円余の差額が生じております。

これは、昨年度の工業団地管理費の執行残を繰り越したものでございます。

59ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の歳出でございます。

一番上の段、商工費に4,505万円余の不用額が生じております。

その主なものは、各団地の除草など管理経費の執行残や委託費の執行残でございます。

それでは、繰越事業につきまして、別冊の附属資料で御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

6ページ、一般会計でございますが、市町村施設整備促進事業につきましては、補助事業者の事業が年度内に完了しなかったため、繰越しを行ったものでございます。

半導体サプライチェーン構築加速化事業につきましては、令和5年度2月補正で予算化した事業であり、年度内に事業が完了しないことから繰り越したものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計についてですが、いずれも設計や工事の調整等に日数を要し、年度内の事業完了が困難なことから、繰越しを行ったものでございます。

最後に、14ページをお願いいたします。

令和5年度県有財産処分一覧表でございます。

県有財産の処分でございますが、名石浜工業用地の一部を民間企業に売却したものでございます。

企業立地課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○宮崎販路拡大ビジネス課長 販路拡大ビジネス課です。

まず、決算特別委員会の資料説明に入ります前に、今年度の定期監査における指摘事項がございますので、御説明いたします。

お手元に配付されております監査結果指摘事項の表題の資料につきましてお願いいたします。

指摘の内容は「備品として購入したマイク代について、支払いが遅れ、遅延利息が発生している。支払い手続きにおいて組織的なチェック体制の強化を図り、支払い漏れの防止を徹底すること。」というものでございます。

支払いが遅れた原因でございますが、物品の集中調達の際の事務処理の流れについて、物品担当者の理解が不足していたことや経理担当との間で事務手続の確認が不十分であったことにあります。

今後は、物品担当者が手引等で事務手続の流れを十分確認した上で処理するとともに、物品担当者及び経理担当者の双方でチェックリストによる事務手続の確認を行い、加えて、支出未済の状況について、経理班、事業担当班長、担当審議員、課長の4者でのチェックを行い、徹底した再発防止に努めてまいります。

それでは、決算につきまして、お手元の決算特別委員会説明資料で御説明させていただきます。

観光文化部の資料のほうをお願いいたします。

説明資料の18ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

最下段になりますが、食料産業・6次産業化交付金について、予算現額と収入差額が8億2,100万円余となっております。

これは、予算全額を令和6年度に繰り越したものであるものでございます。

19ページをお願いいたします。

下から2段目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、予算現額と収入済額との差が7,700万円となっております。

これも、予算全額を令和6年度に繰り越したものでございます。

次に、おめくりいただきまして、21ページをお願いします。

一般会計の歳出でございます。主なものを説明いたします。

農業総務費において、970万円余の不用額が生じております。

主な理由としまして、GFPフラッグシップ輸出産地形成プロジェクト事業や県産農林水産物等輸出推進総合支援事業において、事業実績が見込みを下回ったことにより、補助金等の執行残が出たものでございます。

おめくりいただきまして、22ページをお願いします。

商業総務費において、1,260万円余の不用額が生じております。

1,260万円余のうち890万円余は、伝統工芸関連事業の執行残となっており、入札残等によるものでございます。

続きまして、観光文化部の別冊附属資料の3ページをお願いいたします。

令和5年度繰越事業調べの明許繰越しについて御説明いたします。

輸出向けHACCP等対応施設整備事業は、食品産業の輸出向けHACCP等の対応に必要な施設整備に対して助成を行う全額国庫補助の事業です。

くまもと県産品消費喚起緊急支援事業は、国の経済対策予算を活用し、県物産振興協会等が行う県産品の消費喚起のためのフェアやイベントなどの取組の助成を行うものです。

いずれも、国の経済対策に対応し、コロナ交付金を活用して2月補正で計上したため、十分な事業期間が確保できないことから、令和6年度に繰り越して実施するものです。

販路拡大ビジネス課は以上です。

○内野幸喜委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いします。

質疑はありませんか。

○竹崎和虎委員 御説明ありがとうございます。

附属資料の9ページになります。

商工振興金融課にちょっとお尋ねしたいんですが、収入未済の中で、グループ補助金やなりわい再建支援補助金の件だと思うんですが、2のところで過去3年の推移も書いてあります。

現況として、8件のこの収入未済があるということなんですけれども、この中で、なりわい再建の部分がどれだけのものか、それとまた、過去から今までどれぐらいの件数があつたかをお教えいただけませんか。

○田浦商工振興金融課長 現在、8件の収入未済ということで上がっております。このうち、グループ補助金が7件、なりわい補助金が1件という形でございます。件数といたしましては、全体では、実際に滞納と申しますか、未収金になっているものは、現在8件ということでございます。

○竹崎和虎委員 今まで、未収金以外でもどれだけあつたかというのは……。

○田浦商工振興金融課長 今まで、まず、グループ補助金ですと、グループ補助金交付決定が4,699件ございます。このうち、財産処分に至ったものというものが583件ございまして、そのうち返納が生じたものというのが98件ございます。同様に、なりわい補助金で申しますと、交付決定が522件、このうち財産処分に至ったものが15件、その15件のうち返納となったものが2件という形でございます。

○竹崎和虎委員 ということは、今現況で残っている8件のうち、98分の7がグループ補助金で、2分の1がなりわいのほうというこ

とですよ。

その中で、3番に分割納付中とその他とありまして、その他のうちの2件は、その分割納付の提案をされとるということでした。1件が倒産されたということなんですかね。その1件はどちらなんですか。そのなりわいなんですか。

○田浦商工振興金融課長 1件は、グループ補助金の分でございます。

○竹崎和虎委員 その1件は、ちょっと説明があつたかもしれませんが。聞き逃したかもしれませんが、その1件、倒産されたところをどうされようとされてるんですか。

○田浦商工振興金融課長 倒産しました1件につきましては、既に資力もないというところでございます。これにつきましては、今本当に資力がないのかどうかという調査もしておりますし、ただ、この後、この債権を時効ですとかそういったものにかかるのかどうかというところは検討しているところでございます。

いずれにしても、取る努力は続けていこうと思っておりますけれども、なかなか取れない場合には、昨年度、決算特別委員会でも御指摘いただきましたように、債権の整理も含めて考えるべきじゃないかということも念頭に、今検討を進めているところでございます。

○竹崎和虎委員 よく分かりました。大変だと思いますけれども、しっかり取り組んでいただければと思います。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

○松田三郎委員 関連は若干しますが、附属資料の10ページ。引き続き、田浦課長、声大丈夫ですか。

○田浦商工振興金融課長 ありがとうございます。

○松田三郎委員 中小企業振興資金は、金融関係では、商工がいろいろ収入未済等々がある程度出てくるのはやむを得ないかなと、毎回決算委員会に出席するたび思っております。

やむを得ないからいいと言うつもりはございませんが、とりわけ、この中小企業振興資金に関しては、額が目立つだけに、毎回決算委員会でも議論になるんだろうと思っております。

それで、私も久しぶりですので、ちょっと基礎的な質問から始めたいと思いますが、先ほど課長の御説明にもありましたように、現年度分は4年もゼロですよ。ですから、これ自体は、新規の貸付けというのは大分前で、もう新規は発生してない。それはいつ頃が最後なのかというのを、まずは。

○田浦商工振興金融課長 今まさに先生おっしゃいましたとおり、新規の貸付けにつきましては、平成21年度で終わってございまして、平成22年度以降、新規の貸付けはしてございません。

○松田三郎委員 ということは、それ以降、いろいろ返済も滞ったりとか、途中から——当初からはあれかもしれませんが、そういうのが積み積もって、この約29億になってきていると。

ただ、年数がたっているので、冒頭、上田部長の御説明に、未収金対策でサービサーを活用してとか、我々議会でも、そういうもうやっぱりなかなか、職員の方だけで催告の電

話をする、訪問する、取立てするというのは大変でしょう。かつてそれが主だったんでしょうけれども、その負担を低減させる意味でも、外部のそういった専門家をお願いするのもいいんじゃないですかというのをいろいろ提案して、その一部を取り入れていただいているということだと思っております。

だから、そのかいあって若干は減っていると思いますが、これは、我々の認識として、平成21年まで、それ以降新規の貸付けをしていない。ということは、それから以降の未収金は、過年度を含めてずっと出てきている。けれども、努力をして、できるだけその額は少なくしているので、これから利子の部分は分かりませんが、元本が増えるということは——減る一方で、この金額より大きくなることはないという理解で、まずは大筋いいんですかね。

○田浦商工振興金融課長 ありがとうございます。

先ほど先生からも言っていただきましたとおり、新規の貸付けがない中で、今債権の回収というところに一生懸命取り組んでいるところでございます。

ここ数年は、700～800万前後の回収ということでございましたが、令和5年度につきましては、1,200万ほど回収をしたということで、その前の年は7,000万ほどということで、ちょっとこれは不動産の売買があったものですから多くなりましたけれども、今私どものほうでも、できるだけ債権者の方々と頻繁に連絡を取るようにしてございまして、こういった不動産を売るよというときにはぜひお願いしますということもお願い申し上げてきたところでございます。

それと、今松田委員のほうからもお話ありましたサービサーにつきましても、平成18年か19年の2か年だったと思いますけれども、活用して成果を上げたというところがござい

ます。

今おっしゃいましたように、元金自体は、当然増えることがございませんので、これ自体は、回収努力によって微々たるものではございますが、減っていくという形でございます。

○松田三郎委員 はい、分かりました。

最後に、1点ですけれども、その3のところですね、状況の説明。

多分、その他のところ、備考で徴収停止及び債権放棄。これは、冒頭、部長の説明にもありましたように、徴収停止というのは、なかなか難しいので、一旦停止をして、ずっと続くようだったから、いわゆる正式な債権放棄に移行するということですか。

○田浦商工振興金融課長 今先生御指摘のとおり、徴収の停止と申しますのは、規定がございまして、ある程度その事業が休止して再開の見込みがないですとか、債務者の所在が分からないという場合に、差押え可能な財産とかそういったものを勘案して、これはもう無理だなと、なかなかできないなというところで徴収停止をかけるということでございます。ただ、徴収停止をかけた場合でございしても、債務者の財産状況等を毎回確認してございますので、それで確保できるような財産があれば、また徴収をするという形にはなるかと思えます。

そういった中で、債権放棄と申しますと、そういった徴収停止のところも前提としてございますけれども、今までも議会で何件か債権放棄をお願いしてございますが、時効が来たと、ただ、主債務者が時効の援用をしないがために、そのまま時効であれば、債権放棄、時効消滅という形になりますけれども、時効の援用をしないがために、債権を放棄する議決をお願いするという形になります。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで商工労働部の審査を終了します。

ここで、説明員入替えのため、14時5分まで休憩いたします。

お疲れさまでした。

午後1時57分休憩

午後2時5分開議

○内野幸喜委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

これより観光文化部の審査を行います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、観光文化部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

倉光観光文化部長。

○倉光観光文化部長 観光文化部長です。御説明させていただきます。

令和5年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において、御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、観光文化部関係につきまして、その後の措置状況を御報告します。

観光文化部に対しましては「くまもと再発見の旅事業については、制度設計の不十分さ等により、助成金の返納などが生じているが、今後は、今回の事案を真摯に受け止めた上で、県内の観光振興により積極的な姿勢をもって取り組むこと。」という指摘をいただきました。

この件に関しては、令和5年9月7日に一部の旅行商品に不適切受給の疑いがあるとして公益通報があったことから、第三者調査委員会による調査が行われ、令和6年4月11日に調査結果報告書が提出されました。

報告書では、助成要件の決定に係る検討状況や意思決定の過程が不明確であったこと、助成対象者への周知が不足していたこと、疑義が生じた場合も担当者各自の思い込みのために十分な検証がされなかったことなど、事務の執行に係る問題が指摘され、改善を図るよう提言をいただきました。

昨年度の指摘及び報告書の提言を受け、職員一人一人が事務の問題点を学ぶことで危機意識を持ち、適正に執行するための研修会を実施いたしました。また、観光事業者との対応状況を組織内で共有する仕組みづくりや職員同士が気兼ねなく助言し合える風通しのよい職場づくりに取り組んでいます。

このように、今回の事案を真摯に受け止め、改善策を講じながら、今後も引き続き、国内外から観光客の誘致に努め、熊本県の観光振興に積極的に取り組んでまいります。

特に、来年開催される大阪・関西万博に向けて、旅行商品の販売力強化やプロモーションを実施するとともに、TSMC進出の効果を最大化するため、台湾に設置した観光レップ、いわゆる観光誘客代理人を活用しながら、台湾での商談会や観光PRイベントの開催、インフルエンサーによる情報発信などを実施し、台湾からのインバウンド誘客に取り組んでまいります。

次に、令和5年度決算の概要につきまして御説明します。

このたびの組織改正により、国際分野を知事公室に、物産振興分野を商工労働部に移管し、企画振興部から文化振興分野が移管されましたので、組織改正後の主な所管事業について御説明申し上げます。

説明資料の1ページ、令和5年度歳入歳出決算総括表をお願いいたします。

まず、歳入につきましては、収入済額が55億5,300万円余となっております。

次に、歳出につきましては、支出済額が52億3,100万円余、翌年度繰越額が10億5,700万

円余、不用額が7億3,800万円余となっております。

翌年度繰越額は、主に地域一体となった宿泊事業者物価高騰等対策支援事業、豪雨被災地域における観光需要回復緊急支援事業等に係るものでございます。

不用額は、主に旅するくまモンパスポート事業、くまもと再発見の旅事業(追加分)、宿泊事業者燃料高騰等対策支援事業等の執行残などでございます。

以上が決算の概要です。

詳細につきましては、各課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○内野幸喜委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○佐方観光文化政策課長 観光文化政策課でございます。

先ほど部長からも説明いたしました、観光文化政策課におきましては、10月15日の組織改正により、改正前の観光国際政策課から国際分野を知事公室へ移管し、企画振興部から文化振興分野が観光文化政策課へ移管されました。

資料につきましては、組織改正後の観光文化政策課が所管しております内容について御説明いたします。

まず、お手元の資料、観光文化部の資料の2ページをお願いいたします。

一般会計の歳入ですが、不納欠損及び収入未済、いずれもございません。

同じく2ページ、使用料及び手数料の3段目、熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設観覧料について、予算現額と収入済額との差が4,341万円余となっております。

これは、当初想定しておりました来場者数が見込みを下回ったことによる観覧料収入の減によるものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

3段目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、予算現額と収入済額との差が2,360万円余となっております。

これは、組織改正後は、観光振興課が所管いたしますくまもとマンガ・アニメ情報発信強化事業等の事業実績が執行見込額を下回ったことに伴う交付額確定の減によるものでございます。

次に、6ページからの一般会計の歳出について、主なものを説明いたします。

7ページ、こちらの上段の防災総務費につきましては、573万円余の不用額が生じております。

これは、熊本地震震災ミュージアム中核拠点整備事業における委託料等の入札執行残でございます。

ページをおめくりいただきまして、8ページ下段、こちらの観光費をお願いいたします。

1,957万円余の不用額が生じております。これは、熊本地震震災ミュージアム具体化推進事業における委託料等の執行残及び熊本地震震災ミュージアム中核拠点整備事業における工事費の入札残でございます。

続きまして、観光文化政策課に新たに移管されました伝統工芸分野について、主な内容を御説明いたします。

22ページをお願いいたします。

22ページ、2段目の商業総務費につきましては、1,266万円余の不用額が生じております。このうち、890万円余が伝統工芸関連事業における入札等における執行残でございます。

伝統工芸分野につきましては以上です。

最後になりますが、観光文化政策課に移管された文化振興分野について、主な内容を御説明いたします。

別冊になりますが、企画振興部、こちらの

説明資料をお願いいたします。

企画振興部の説明資料の11ページです。

まず、一般会計の歳入ですが、不納欠損、収入未済、いずれもございません。

同じページの使用料及び手数料の3段目、県立劇場等使用料について、予算現額と収入済額との差が639万円余となっております。

これは、施設等の使用料見込額を上回る収入があったことによる増額でございます。

次に、12ページをお願いいたします。

1段目の地方創生推進交付金について、伝統文化等継承対策事業に係る国庫補助で、予算現額と収入済額との差は所要額の減によるものでございます。

同じく2段目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、文化事業新型コロナウイルス対策助成事業に対する国庫補助です。予算現額と収入済額との差は財源変更に伴う減です。

次に、財産収入ですが、5段目、家屋貸付料につきましては、県立劇場のレストランの貸付料でございます。

予算現額と収入済額の差が162万円余となっておりますが、これは、県立劇場の改修工事に伴い、レストランの営業ができない期間が生じたことにより県有施設の使用料等減免の取扱いにより、貸付料を減免したものです。

次に、13ページからの一般会計の歳出について、主なものを御説明いたします。

13ページ、3段目、計画調査費につきましては、4億309万円余の不用額が生じております。

これは、県立劇場施設整備費に係る入札残、そしてくまもと文化魅力発信事業の入札に伴う執行残でございます。

観光文化政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○浦本観光振興課長 観光振興課でございま

す。

まず、今年度の定期監査における指摘事項について御説明させていただきます。

お手元の監査結果指摘事項の資料をお願いいたします。

指摘事項は「令和4年度の時間外勤務手当等について、パワーハラスメントに起因して申請がなされなかったため、令和5年度に支出している。時間外勤務等にあたっては、一般職の職員等の給与に関する条例に基づき、適正な事務処理を行うとともに組織的なチェックを行うこと。また、「ハラスメントのない職場づくりに向けた取組みについて」（令和2年総務部長通知）の取扱いを徹底すること。」という指摘でございます。

事案の概要につきましては、令和5年度に当課で発生いたしましたパワーハラスメント事案の調査において、パワーハラスメントを行った職員が、3人の職員に対しまして、令和4年11月から令和5年3月までの間に、時間外勤務申請を厳しく制限していたことが判明したため、実際に行った時間外勤務の状況を踏まえて、時間外勤務手当や休日勤務手当の過年度支出を行ったものでございます。

業務の執行のために必要な時間外勤務を制限することはあってはならず、対応状況としましては、現在、時間外勤務が必要な場合は、必ず事前の申請を行うことを周知徹底した上で命令を行い、あわせて、実際に行った時間外勤務と申請の乖離がないよう、班長と課長補佐の複数によるチェックを行うなどの是正策を講じております。

また、パワーハラスメント対策については、ハラスメントを生じさせないために、管理監督者、職員が認識すべき心構えなどの周知徹底を図り、再発防止に取り組んでおります。

今後、このような問題を二度と発生させないため、適正な事務処理及び風通しのよい職場づくりに努めてまいります。

監査の指摘事項につきましては以上でございます。

次に、決算特別委員会説明資料をお願いいたします。

15ページをお願いいたします。

一般会計の歳入ですけれども、不納欠損額及び収入未済額はございません。

下から2段目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、予算現額と収入済額との差が2億9,900万円余となっております。

これは、旅するくまモンサポート事業等の事業実績が執行見込みを下回ったことに伴う減でございます。

その1つ下の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、予算現額と収入済額との差が3,000万円余となっておりますが、令和6年度へ財源を繰り越したことに伴うものでございます。

16ページをお願いいたします。

最上段の訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助について、予算現額と収入済額との差が19億7,600万円余となっております。

これは、くまもと再発見の旅事業(追加分)につきまして、令和4年度分の補助金の一部が観光庁より交付されたため、予算額を超える収入となったものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。

一般会計の歳出について、主なものを御説明いたします。

観光費ですが、不用額の欄、5億100万円余の不用額が生じております。

主な理由としましては、事業概要の上から5ポツ目のくまもと再発見の旅事業(追加分)について、助成実績が見込みを下回ったことにより発生した執行残及び下から4ポツ目にございます旅するくまモンサポート事業につきまして、ポイント利用実績が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

続きまして、別冊附属資料の2ページをお

願いいたします。

令和5年度繰越事業調べの明許繰越しについてです。

豪雨被災地域における観光需要回復緊急支援事業につきましては、2月補正予算で計上した事業であり、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため、繰り越したものでございます。

観光振興課については以上でございます。

○永田スポーツ交流企画課長 スポーツ交流企画課でございます。

10月15日の組織改正による旧観光企画課分について御説明をいたします。

お手元の説明資料の9ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はいずれもございません。

11ページをお願いします。

1段目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、予算現額と収入済額との差が5,501万円余となっておりますが、これは、コロナ交付金充当事業の執行額確定に伴います全庁的な交付金の配分調整による増によるものでございます。

また、同ページの3段目、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、予算現額と収入済額との差が1億2,890万円となっております。

これは、令和5年度2月に予算をお願いしました地域一体となった宿泊事業者物価高騰等対策支援事業、それから競争力の高い魅力ある観光地域づくり支援臨時対策事業、イベント等需要喚起緊急支援事業の繰越しによるものでございます。

次に、13ページをお願いします。

一般会計の歳出について、主なものを説明します。

観光費ですが、1億5,472万円余の不用額

が生じております。

主な理由としましては、事業概要の5ポツ目、観光標識整備事業や、さらに5ポツ下の地域の活性化を牽引する観光産業創造事業、1ページめくっていただきまして、14ページ、下から2ポツ目です、宿泊事業者燃料高騰等対策支援事業、これの執行残でございます。

続きまして、別冊附属資料のほうをお願いします。

これの1ページをお願いいたします。

令和5年度繰越事業調べの明許繰越しについて説明します。

1段目、競争力の高い魅力ある観光地域づくり支援臨時対策事業、それから2段目のイベント等需要喚起緊急支援事業及び3段目の地域一体となった宿泊事業者物価高騰等対策支援事業は、先ほど御説明しました令和5年度2月補正でお願いしました事業で、いずれも施行期間を十分に確保できなかったため、繰越しをお願いしたものでございます。

旧観光企画課分については以上でございます。

○内野幸喜委員長 以上で執行部の説明が終わりまりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○亀田英雄委員 説明資料の2ページです。

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設観覧料、大幅にマイナスが出るという中で、4万人入っという見込み、どれだけ見込まれたのか。そのことをどのように総括され、そして次年度にどうやって結びつけようと考えていらっしゃるのか、お知らせください。

○佐方観光文化政策課長 観光文化政策課でございます。

ただいま亀田委員からの御質問にお答えいたします。

震災ミュージアム、このK I O K Uにつきましては、令和5年、昨年の7月にオープンして、ちょうど1年3か月余りが経過したところです。

当初の入場者数の見込みなのですが、年間で14万2,000人余り、月平均にしますと1万5,800人余りを見込んでいたところです。その後、開館前からも含めまして、年間通して、周知、P Rに取り組んできたところなのですが、何分、開館初年度ということもありまして、実際のその有料の来館者数、昨年につきましては、4万392人、見込みが14万2,372人に対して、実績として4万392人ということで、月平均で約4,500人ぐらいだったという結果があります。そういったところで予算現額と収入済額に差が生じております。

今1年経過したところでして、施設の認知度というのは徐々に上がってきております。団体予約も定期的に入るようになってきました。

今後ということでは、引き続き、このK I O K Uの情報発信、また、イベントなどを行うことによって認知度を上げるということとともに、教育の部分の防災教育という意味で非常に重要な役割を果たしておりますので、教育委員会などとも連携しまして、そういった教育旅行の誘致に取り組んでまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○亀田英雄委員 せっかくの施設ですし、防災面の啓発にはとても大事な施設だと思いますので、えてして何かこうじり貧になりはせぬかなという施設でもあるかもしれぬのですが、そうならないように、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思い

ます。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

○末松直洋委員 17ページの観光振興課の観光費で、旅するくまモンパスポートの事業実績が3億1,800万円残ということで、予定したよりかなり利用が少なかったのかなと思いますが、そこら辺はどうなっていますでしょうか。

○浦本観光振興課長 観光振興課でございます。

旅するくまモンパスポート事業につきましては、昨年度6月補正プラス前年度からの繰越しを踏まえまして、総額7億6,900万円ほどの予算額を確保して、2月補正で1億7,000万円ほど見込みに応じて減額補正をさせていただいて、補正後の予算額は6億弱という数字でございました。

こちらにつきましては、令和5年度の事業といたしまして、くまモンからの贈物として、L I N Eの公式アカウントのお友達になっていただいている方、または新規友達になっていただく方に1,000ポイントのプレゼントキャンペーンを、8月から10月までの期間を第1弾として、第2弾を12月から翌月1月まで実施をして、特に、12月につきましては、3回に分けてポイントを1,000ポイントずつということですので、もらわれた方は最大4,000ポイントもらわれたというようなことになります。そのポイントを実際の登録店舗で利用していただくと、そのポイント決済に応じて、私どものほうから助成金を払うと、そういった仕組みでございました。このキャンペーンで、友達が約17万人という形で1月末で増えたわけでございます。

ただ、ポイントの利用期間、どうしても精

算の都合上、12月に大きくポイントをプレゼントいたしましたけれども、利用期間が2月18日までとさせていただいたことから、利用期間が非常に短かったこと、それと、登録店舗も少なく、ちょっと周知不足等の問題等もございまして、見込みが——利用された金額が、10万人の方に御利用はいただいたんですけれども、利用総額が1億8,500万程度にとどまったということでございまして、システム維持費等の事務費等を合わせまして、決算額としては3億1,800万円余の決算額というふうになったというところでございます。

以上でございます。

○末松直洋委員 私たち議員も、なかなかこのような活用をしてなかったのも、私たちが勉強不足のこともあるんですけれども、やはりもうちょっと広報が足りなかったのかなと思いますので、ぜひともまた今後進めていただければと思います。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

○松田三郎委員 引き続き浦本観光振興課長ですね。

資料で言いますと、説明資料の17ページ、観光費の備考の下から5ポツ目です。

教育旅行誘致推進事業、この施策の効果を見ておりますと、76ページの12番ですね。新規校助成実績、73校で延べ9,500云々というのが書いてあります。

私、しばらく経済環境委員会におりませんので、以前、これだけTSMCで盛り上がる前でしたけれども、例えば台湾に行かれる修学旅行、主に高校生だったと思いますが、当時の大津高校とか、行かれるところには教育委員会から補助があるとか、これは観光で持ってもらっしゃる事業ということならば、この

学校に——とにかく、行かれる教育旅行、修学旅行に補助というわけじゃないんですね。何かある程度の絞った要件を満たしたところに、ほか市町村もそれぞれやってるでしょうから、これは何か教育委員会と同じ事業なのか、ちょっと違うのか、ちょっと細かい話ですけれども、お願いします。

○浦本観光振興課長 観光振興課でございます。

こちらは、熊本県に教育旅行で来ていただく方を対象とした事業でございまして、熊本地震前までは、やはり子供数も多かったということで、年間10万人程度は教育旅行として来ていただいたということで、それが地震を契機に、やはり風評被害でありますとか、受入れ体制が整わずに大きく落ち込んでいるということで、熊本のほうに教育旅行で来ていただく方にインセンティブという形で1人当たり宿泊費の助成を行うとともに、バスの借り上げ、どちらかになるんですけれども、そういった形でインセンティブで熊本にお越しいただけないかということで用意させていただいている事業で、コロナでちょっとまた修学旅行の計として非常に落ち込んだことありましたけれども、やはりコロナも落ち着く中で、近県の旅行という形になりますので、熊本県としては、やっぱり真ん中にありますから、小学校あたりがやはり鹿児島から来ていただく、そういった形で徐々に回復をしているというような状況でございまして、こちらは、当然小学校あたりは九州圏内でございすけれども、中学校になると関西、あるいは高校になりますと、首都圏、東北地方までございすので、この助成金をもって熊本に来ていただけないかという形で、セールスをやっているというようなことでございす、という事業でございす。

以上でございます。

○松田三郎委員 ありがとうございます。すみません、私も勘違いしておりました。

たまたまですが、今週の10月31日ですね、また課長、部長にもお世話になるかと思いますが、南九州の3県での観光振興会議というのをもう何十年と続けております。

ここ最近言われるのが、ある民間の鹿児島の事業者さんから、3県で教育旅行を——今浦本課長おっしゃったように、熊本の人が、鹿児島に来て、宮崎から出る。これは、一般の旅行者もそうですけれども、特に、おっしゃられよった、中学生は大体もう中国地方、関西、長崎かもしれません、高校は関東とかですね。できるだけ、その3県でどこからか入ってどこからか出るとか。教育旅行については、熊本県がちょっと一番積極性が足りないんじゃないかというのをよくですね。それは誤解ですって私は反論はいたしておりますが、実際教育委員会のほうにお願いしましたら、それは行くほうだと思いますけれども、球磨・人吉の義務教育の校長会に、鹿児島、宮崎から、県の教育委員会あるいは民間の方から来ていただいて、ぜひお願いしますという、そのプレゼンテーションをする場を設けたということで、大分意識変わってくるかなと思ったら、たまたま台風が来る日で、それが延期になっとなりまして、実現はしていませんけれども、熊本県内の児童というか子供さんが行く場合には、どちらかというところ、義務教育課とか各市町村で、今浦本課長がおっしゃったように、誘致する側がぜひ熊本県内に来てくださいというのが観光のほうの事業だと思います。

その割には、5年度ですか、この新規が73校というのは、そういう意味じゃ案外非常に頑張ってる多いなと思っておりますので、なかなか県外の学校に向けての周知、宣伝というのは難しいとは思うんですね。できるだけその部分も有効に使っていただいて、これが執行残の金額ですかね。これは事業費3,100

万、こがん残ることはなかでしょう。

できるだけ残らないように……（「事業費」と呼ぶ者あり）事業費ができるだけ残らないように、ほかの事業もそうですが、言いましたように、県外に対する広報とか告知、宣伝というのは非常に難しい部分はあるかと思いますが、この令和5年度、頑張っていたいておりますので、引き続き、外からもどんどん、若いというか、幼い小学生、中学生、高校生が来ていただくと、将来の熊本県ファンを早い段階で育成することにもつながるかなと思いますので、頑張っていたきたいという意味で要望をしておきます。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

○池田和貴委員 これも多分浦本課長になるのかなと思うんですけども、部長の冒頭の御挨拶の中で、TSMCの進出も含めて台湾からのインバウンドを推進するのに、観光レップ、いわゆる観光誘客代理人を活用しながら、台湾での商談会、観光PRイベントの開催、インフルエンサーによる情報発信などを実施し、台湾からのインバウンド誘客に取り組んでまいりますというふうに御挨拶をいただきました。

この観光レップについては、なかなか聞き慣れない言葉なので、そこをもう少しちょっと詳しく説明していただきたいというのが1点と、それと、観光レップは、これは新しい事業なので、もしかしたら今回のこの歳出の予算の金額の中には、その観光レップに頼んだ費用というのは含まれてないのかもしれませんが、いわゆる私の認識では、今まで県の職員さんがやってたプロモーションとかそういう事業を、いわゆる台湾の中に住む事業者の方に代理でお願いするというようなことなので、例えば、その観光レップの事業費とい

うのがもし発生するとすると、ここに入っていないとすると、この今回の決算の資料でいくと、どの辺のその歳出の予算がこの観光レップに委託する事業費に変わるのかどうなのか、ちょっとその辺が分かれば教えていただきたいなと思います。

○浦本観光振興課長 観光振興課でございます。

まず、観光レップ、これは現地代理人とこう書いておりますけれども、台湾のライオントラベルという大手の旅行会社がございます。私ども、その傘下にありますJWIマーケティングという旅行会社のほうに委託をしておりますして、そちらのほうで現地の代理人として、私どもが現地で行う商談会でありますとか、あるいは向こうでのSNSを使った熊本の観光情報の発信、あるいは今年度の取組にはなりますけれども、来月11月から、そのJWIの親会社、ライオングループの国内を走る観光バスに、熊本の観光名所を全面ラッピングしたバスを走らせるなど、現地の台湾人が好みそうないろんな情報とかを、こうしたほうがいいですよとアドバイスしていただく、そういうような形になりますし、私どもが実施する商談会の相手方、その現地でのいろんな事前の調整でありますとか、こういったところを呼んだほうがいい、そういったところをしっかりと企画、アドバイスをしていただく、そういった立場の方というふうになっております。

実際、今回の数字の面でございますけれども、お手元の資料の17ページの下から3番目に、台湾インバウンド誘客強化事業1億5,554万8,000円ございますけれども、こちらの中の1,500万ほどがその委託費という形になっておりまして、昨年度は、補正でお認めいただいた台湾からの誘客に関する助成事業、台湾から旅行を送客していただきましたら、2泊したら幾ら、3泊したら幾らという

形の助成事業を昨年度取り組んでおりますので、そちらが大体1億3,000万ほどございますので、金額多くなっておりますけれども、台湾レップの委託費としては1,500万程度というふうになるところでございます。

以上でございます。

○池田和貴委員 はい、ありがとうございます。

台湾レップ、現地代理人を活用することで、先ほども言いましたように、より旅行者に近いところがその現地での状況を勘案しながらやっているので、他国にいる人たちがプロモーションを企画するよりも、多分現実的な案が出てくるんじゃないかなというふうに想像をします。

あと、補正で認めた金額が、基本的に多分不用額にはなっていないんですね。ということは、それだけやっぱり使われるだけの仕事をしてくれたということなんじゃないかというふうに想像しますけれども、それは間違っていないですか。

○浦本観光振興課長 観光振興課でございます。

まさに今回のレップに関しては、不用は出ておりませんし、私どもがお願いする以上に、いろんな情報でありますとか企画提案をしていただいて、私どもの今実際感じているところでは、委託以上の効果が出ているものというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○池田和貴委員 ありがとうございます。

このやり方、私、いいやり方なんじゃないかなというふうに、今お話聞いた上でも思いましたし、そういうふうに思ってます。あとは、県としての取組がうまくいったら、意欲ある市町村、やっぱり台湾との関係を築きた

いとか、そういう意欲ある市町村があったら、やっぱり意欲ある市町村とここの観光レップをうまく連動しながらやっていくことも、県だけではなくてやると、さらに効果も県内に広がるんじゃないかと私は想像するんですけれども、そういう話は、例えば市町村からだとか、県のほうから市町村にだとか、そういうような取組というのはされてますでしょうか。

○浦本観光振興課長 観光振興課でございます。

やはり、このT SMC効果、台湾から旺盛な旅行需要というのをやっぱり取り込みたいという市町村は多くございます。

特に、委員の地元の天草のほうも、今まで、やはりちょっと地理的な面もございまして、うまく取り込めてないということもございましたので、実はもう観光協会のほうから、どうにかしたいというような御相談、知事への要望等も受けたところでございます。

実は、先週3日間ほど、私、台湾のほうに行っておりまして、現地での商談会を実施したところでございます。この情報につきまして、事前に天草市のほうに提供したところ、天草市のほうも、ぜひそこに乗っかっていこうということで、観光事業者、協会でありましたり、施設、宿泊事業者の方あたりを——実際に現地のほうに一緒に行きまして、旅行会社と商談を行うという形だったんですけれども、今回初めて天草市の事業者のほうで7つ参加していただいて、実は、馬場市長もおいでになりまして、冒頭で御挨拶をいただくなど、やはりまだ知られてないところをしつかりPRして、天草の関連事業者のブースのほうも非常ににぎわったということでございますので、このような形で、私どもも、県の商談会という形で、県ばかりではなくて、事前に情報等もお流しして、一緒に行こうというところを声をかけまして、連携してオール

熊本という形で取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○池田和貴委員 すみません。地元の天草市のことを、こうやって詳しく説明していただいてありがとうございます。

実は、私も、今年の7月に、市議会のほうから、やっぱり自分たちも台湾との交流を進めなきゃいけないという意識を持っているのでというようなお話も伺いました。

その中で、例えば天草市は、市内で人口的にいくと3番目の規模なんですけれども、その天草市でも、やっぱり国際関係をやってる部署ってないんですよね、市の中に。熊本市は、多分あるんだと思うんですけれども、とすると、そういう活動しようと思っても、どこにどういうふうにしていいかというこれまでの経験だとか蓄積がないので、非常に困惑をしたりとかしてというのがあると思うんですよ。

ということは、熊本県内の市町村って多分同じような悩みを抱えているところもあるんじゃないかと思うんですよね。台湾にしようとするけど、どう対応していいのか。

もちろん、県がやってくれば、そういうのに乗っていくとかあると思うんですけれども、そういう意味では、皆さん方が間に立っていただいて、そういう市町村の何というんですかね、悩みというか、その間に入ってもらって、台湾との間をつないでいただくとか、そういうことをぜひやっていただければありがたいなというふうに思ってます。

この事業については、ぜひこれからも継続して頑張っていただくようお願いしたいと思います。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

○竹崎和虎委員 矢継ぎで浦本課長、資料17ページが一番下のポツの豪雨被災地域観光復興応援事業に関してなんですが、主要な施策成果のほうでも、恐らく77ページのこの15番に当たるのかと思うんですけれども、宿泊助成であったりクーポンの配布、これだけありました、期間はこうでしたとありますけれども、当初予定されたのと、これの事業を行って、どうだったのか。で、どうお考えなのかをまずお聞かせいただきたいと思います。

○浦本観光振興課長 観光振興課でございます。

こちらのR5年度に実施いたしました豪雨被災地域の観光復興応援事業、こちらは、当時、くまもと再発見の旅をやっておりましたけれども、被災を受けた特に人吉市内の宿泊業あたりは、まだ再建も途中ということで、再発見の旅のいわゆる助成に関する宿泊需要を受け止めることができなかったというのもありまして、まだ人吉・球磨地域への宿泊が戻り切れないということで単独で始めた事業でございます。

予算の額が5億1,200万でさせていただいております、うち、旅行割引あるいはクーポンで使う予算として4億5,200万ほどを予定しておりましたけれども、そのうち、利用実績のほうを書いております。旅行割引が、7万人弱の方にお越しいただいて2億7,000万円余、クーポンのほうが1億7,000万円余ということで、合計約4億4,600万程度、この予算が執行されたということでございまして、予算で見込んだとおり、おおむね御利用いただきました。

7万人という数字が、決して、人吉・球磨にとっては満足かという、やはりまだまだそれでも戻り切れなかったということではございますけれども、しっかり予算を確保させていただいて、先ほど多く残したくまモンパスポートとかではございませんけれども、こ

れはしっかり執行させていただきましたので、その分宿泊業を含む地域の経済にも貢献できたのではないかとこのように考えているところでございます。

以上でございます。

○竹崎和虎委員 ありがとうございます。

現在に至ってもなんですけれども、人吉・球磨地域と芦北地域ですね、被災されたその地域によっては、まだ復旧、復興道半ばである地域もございます。そしてまた、宿泊施設がない町村もあると認識しております。

これからも、ちょっと寄り添って、こういう支援していただきたいんですけれども、私、芦北の出身で、今熊本市内西部のほうにいますけれども、自分の選挙区ではT S MCが来て東部ばかりようになってと、実家に戻ると県北ばかりようになってと、怒られてばかりいるんですよ。

やはり、先ほどいろいろお話がございましたけれども、経済効果を広めていくのはもちろんですけれども、やっぱりこう被災地に寄り添って、しっかり——この決算の場で言うのは合ってるか分かりませんが、ぜひお願いをしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、すみません、附属の資料の2ページ目のこの繰越しですね。これは、これと同じ観点のやつなんですか。

○浦本観光振興課長 観光振興課でございます。

今回繰越しをしております似たような事業名があつて、大変分かりにくいと思いますけれども、また別の事業でございまして、こちらは、豪雨被災地域における観光需要回復緊急支援事業、丸々予算額3,000万を今年度に繰り越して実施しているものでございます。

先ほど御説明いたしました宿泊助成事業で

も、やはり戻り切れてない部分があると判断いたしましたので、3,000万という事業費ではございますけれども、今回は、ちょっと別の形で、肥薩線がまだ復旧してないという形で、やはりどうしても足の問題、課題がありますので、こちらにつきましては、いわゆる交通機関とセットになった旅行商品をつくっていただいた旅行事業者とかタクシー事業者に対しまして、一部助成を行うというものでございまして、こちらは8月ぐらいからちょっと事業を始めさせていただいておまして、この間土曜日に行われました花火大会とセットにした宿泊プランをつくっていただいて販売していただくとか、そういった形で、今44の事業者の方から手が挙がっておりまして、旅行プランをこれから1月末にかけて販売していただくというような形でございまして、引き続き、先生おっしゃいました豪雨被災地域の観光需要という形で取り組みたいと思いますけれども——やはり宿泊施設がないというところもございましたけれども、これにつきましては、また、冒頭、部長も、いわゆる万博を取り込むという形ございましたけれども、今年度6月補正で万博需要を取り込むための予算等もいただいておりますので、大阪・関西万博でございますので、新幹線を使って関西の方面から熊本に来ていただくということになれば、八代から南のほうの新幹線が通っております県南地域、こちらをしっかりとPRいたしまして、そちらの誘客に取り組むという形で、今後も寄り添った形で対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○竹崎和虎委員 ありがとうございます。

先ほども申しましたが、被災地域に寄り添ってしっかりと県南のほうも振興願えればと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○池田和貴委員 ごめんなさい。ちょっと関連してなんですけれども、関西万博の取り込みを考えたときに、交通政策課にもちょっと一回お話ししたことがあるんですけれども、熊本は、いわゆる新幹線はあるんですけれども、関空からの航空便がないんですよ。

例えば、関西に行かれる場合は関空に入りますし、そう考えると、関空からの飛行機便があったほうが誘客的には有利じゃないかなと、私は単純に考えてるんですよ。

そこは、いわゆる観光サイドからして、その辺はどういうふうに考えてるのか、ちょっと御意見聞かせていただければなと思います。

○浦本観光振興課長 観光振興課でございます。

今先生おっしゃるとおり、航空機で熊本に入っていただく、これは、関西圏のみならず、関東あるいは今回北海道辺りとも交流を含めておりますけれども、そういった形で、あらゆるところからあらゆる交通手段を使って来ていただくというのがベストでございます。

先ほど私申しました関西万博は、やはり3時間で新幹線で来れるということと、プラス空港インしたときに、ちょっとやはり2次交通の脆弱な問題がございますので、そこもしっかり取り組む必要はございますけれども、関西万博は、やはり各地、玉名から縦のラインでございますけれども、水俣まで新幹線につながるということで、今回はJRさんと一緒に取り組めないかというところで進めているところでございます。

しかし、空が決して駄目ということではございませんで、空のほうも、交通事業者と連携して誘客を図る事業もございますので、航空会社とも意見を交わしながら、当然、そのKKIAC、10月26日からですかね、新たなエリアもできますし、空港自体が観光施設と

いうところもございますので、そこもしっかり売り込みながら、しっかり空の面もケアして、観光の誘客に向けて取り組んでいきたいというふうに思ってます。

以上でございます。

○池田和貴委員 分かりました。ぜひ頑張っていたきたいというふうに思います。

やっぱりたくさん選択肢はあったほうがいいというのは当たり前なので、それはもちろん交通政策課も含めて話をすると思うんですが、ぜひその辺は一緒になって頑張っていたければと思います。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほかにありませんか。

○松田三郎委員 すみません。全般的なことですので、あえて部長にちょっとお尋ねしたいと思います。

令和5年度決算のいろいろな説明でも、いろいろ県内の観光の振興に対して事業をやっていたようにございます。

観光に限らずかもしれませんが、なかなか事業をやって、その政策の検証という場合には、県がこの事業やったからこれだけ観光客増えましたという因果関係がなかなか見えにくい部分も含めれば、非常に難しい、めり張りをつけるというのは難しいんだろうと思っております。

私、よく観光関係の方、県外の方に、熊本は県としてどういう計画があるんですかと、どういう観光ビジョンがあるんですかと——私も、その類いの文書は見た記憶はございますが、ここで一口では言えませんがというぐらい言って、その場の立ち話を避けておりますが、はたと思ったのが、例えば答えやすいように申し上げますと、県内の振興局単位ぐらいの、例えばうちで言うならば、球磨・人吉地域、委員長のところであれば玉名地域と

か、阿蘇、天草で、それぞれ民間の方も含めて、ある程度の何かコンセンサスを得た文書になっているかどうかは別として、振興局単位で中心となっているいろいろな計画みたいなものをつくってらっしゃる。

県とすると、その各地域の市町村、県内全てそうですが、民間がこう頑張ってやっておられるのをきちっと支援する方向なのか。もしくは、県独自のこの視点があって、熊本県の観光行政はこうあるべきだということを旗を立てて、そちらに政策誘導するみたいな、極端ですけどですね。あるいは、その両方の組合せとか併用みたいなと、今後の、これまでもそうであったように、倉光部長としては、あるいは県の新しくなった観光文化部としては、あるいは県としては、今おっしゃったのはこういうふうに行きますというのが、一端でもあればですね。

というのは、視点を変えれば、私が初当選した頃は、今のようなSNSとかネットがあんまりない時代でもございましたけれども、大体熊本県の観光というと、阿蘇があって天草があつてと、もうこれだけあれば十分ですみたいなところがあって、逆に、阿蘇、天草は、黙っとっても観光客は——さっきもおっしゃったように、なかなか指標というのが、入り込み客数なのか、延べの宿泊人数なのかと。ほかに、そう爆発的に増えたかどうかという資料が少ないのもあるのかもしれませんが、私とすれば、阿蘇、天草はほっといても人が来るんだつたら、ほかのところに県はもっともっと底上げする意味で力を入れたほうがいいんじゃないだろうかという話をしたこともあります。

そういうのをひっくるめて、どういった方向性で——我々も今さら聞かれてもということはあるかもしれませんが、心の持ちようというものもありますので、ちょっと教えていただければ、お答えいただければと思います。

○倉光観光文化部長 大変大きな御質問をいただきました。

先ほどの三択の中でどれかという、私個人としては、先生が3番目におっしゃった、県としても、方針というか、計画づくりをやっておりますし、それに基づいて進めていきますが、当然、その中身のコンテンツというのは、各市町村だったり、民間事業者の方だったり、そういった方々がこれまでも磨いてこられたものを連携しながらやっていくということで、県の方向性で、ある程度今の観光のトレンドとしてはこういうほうを県が向いてるのかなというのはお示ししつつも、なので、それに乗っかろうと思われる方もいらっしゃると思いますし、必ずしもそうではないという方もいらっしゃると思いますけれども、よく言われる、観光というのが裾野の広い産業だと。

なので、例えば、今年度、我々次期4か年計画を、観光の計画をつくっております、今パブコメをやっているところなんですけれども、大きな方針としましては、観光と熊本の強み、例えば農業だったりとか、そういったものを掛け合わせた「くまもとらしき」の探求」と「上質なトキと機会の創出」高付加価値化という。それともう1つ「観光産業」、これを本当に真の基幹産業としていき創造的復興を実現させていこうと。これにひもづいた施策をいろいろこの計画の中でうたわせていただいております。

一つの指標としましては、大きく観光消費額、やはりそれは、当然、宿泊者数だったり、宿泊日数だったり、買物をさせていただくお土産の高付加価値なものを買っていただくとか、いろんなものに派生していくんですけども、今後、観光消費額を一つの大きな指標としていこうと思っております。

先生おっしゃるように、これまでは、今もそうですけれども、大きな観光地としては、阿蘇、天草、熊本市域及び熊本市近郊、それ

が一番熊本の中で言うゴールデンルートではありますけれども、まさに、SNSの波及で、これまで観光地でなかったところが、例えば宇土の長部田海床路とか、我々、ちっちゃい頃から海岸の中の道は見てて、特段何であんなところに道があるのかなというぐらいしかなかったんですが、今本当にSNSでいわゆるバスって、たくさん人が来てます。

どこでそういうふうに観光地化していくかわからない時代ではありますけれども、大きくは、先ほど申し上げましたような方針に沿って、いかにこの熊本に長く滞在していただいてお金を落としていただくか。そこをやはり大観光地の中も充実させていかないといけないですし、TSMC効果をこの県内隅々まで波及させるというのは、私は、やはり観光の力というのが非常に大きいと思っておりますので、そういった目で、今後も、市町村、また、民間事業者の方々がつくり上げていかれる、あるいは一緒につくり上げていく、そういったものを、コンテンツをいかに商品としてつくっていくかということに力を入れていきたいというふうに思っております。

先ほどの観光レップの話なども、今数を拾うのは難しいんですが、窓口のJWIマーケティングは非常に頑張っております、たくさんのツアーの中に熊本というのを盛り込んでもらってます。

そういったものをできるだけ成果をお示しできるように我々も努力しながら、引き続き、県内全域、観光振興やっていけるように頑張っていきたいと思っております。こんなお答えでよろしいでしょうか。

○松田三郎委員 非常に部長らしい堂々とした御回答をいただきました。

実は、今年に入ってからですけれども、さっき言いました九州の観光分野の議員連盟の会長がみんなそろいまして、毎年そうありますが、九州観光機構の唐池会長はじめ幹部

の方との意見交換がありまして、そこで私、発言の機会があったときに、例えば、県が、九州各県そうですけれども、観光の計画物とか何かビジョンをつくるときに、どうしてもやっぱり例えば熊本県でいうと、阿蘇、天草しか書いとらぬなら、あの球磨のやかましか県議会議員は文句言うだろうとか、いろいろ配慮し過ぎると、どうしても総花的になってしまう。じゃなくて、何かめり張りを利かせたというふうなのが個人的には必要だと思うけどどうですかという話を唐池会長に言いましたら、ただ、やっぱり行政がつくる場合は、どうしてもやっぱり総花的にならざるを得ないでしょうて、その濃淡はあるとはいえと。

ただ、実際は、民間を含めて、やっぱり普通でいうなら、運用じゃありませんけれども、計画は総花的につくったけれども、やっぱり一生懸命頑張っているところは、ちょっとそつとでもより力を入れて支援をすとか、そのとおりのおっしゃったわけじゃありませんけれども、趣旨としては。要は、観光消費額を伸ばしていくというところを見たほうがいいんじゃないですかと、まさに、さっき部長がおっしゃったとおりでございました。

そういう意味では、民間は、自分のところでやっていけるところは、あんまり国とか県とか地元の市町村に頼ること、補助金云々ということはある期待なさらないと思います。

県内の市町村でいうならば、市レベルは、そこそこ、例えば観光に関する専従の職員がいたりとか、ある程度計画をつくっている。

ただ、町や村に至っては、多くは、やっぱりなかなか職員さんをその分野に割くとか、独自の観光戦略、観光ビジョンがあるというところは少ないんだろうと思いますので、そういうところのなかなかちょっと独力では難しいなというところには、特にやっぱり目をかけていただいてという思いがありま

すので、そこはあまり公には申し上げませんが、こそってやっぱりそういう小さい自治体には、特にアイデアを提言するところから含めて御指導いただければと思いますので、引き続きよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで審査を終了します。

○佐方観光文化政策課長 委員長、すみません。

観光文化政策課でございます。

先週10月18日の企画振興部の決算特別委員会におきまして、本田委員から御質問いただいた県立劇場に関する御質問ですが、このたびの組織改正に伴いまして、観光文化部で所管することになりましたので、本委員会で回答させていただきます。

資料のほうで、企画振興部の説明資料の12ページ、こちらの御質問いただきましたのが、下から2段目の物品売払い収入の備考欄に記載の県立劇場アップライトピアノ売却に伴う収入について、そもそも購入した際には幾らかかったのかというお尋ねでございました。

こちらのピアノは、昭和57年の県立劇場開館に合わせて購入しましたピアノ3台。アップライトピアノというのは、基本的に御家庭用のピアノと思っていただければ結構です。こちらは、控室などで練習用に使わせていただいているものなのですが、3台合わせて262万4,000円が当時の購入価格でした。

以上でございます。

○内野幸喜委員長 本田委員、よろしいですか。

○本田雄三委員 ありがとうございました。

私と竹崎先生は、わあっと開く何か高価なピアノかなと。認識が薄くてすみません。あれならば、その歴史とか、言うならば重厚感があって、使えば使うほどいいのかなと思ったもんですから、大変失礼をしました。ありがとうございました。

○内野幸喜委員長 次回の第5回委員会は、10月25日午後1時から開会し、土木部の審査のみを行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。午後からですので、午前中ありませんので、今度の金曜日は午前中ありません。午後からのみですので、よろしくお願いいたします。

それでは、これを持ちまして本日の委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後3時9分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

決算特別委員会委員長